

ビジネス光電話サービス契約約款

2025年7月1日

株式会社 STNet

目		次																									
第1	章	総	則																								
	第	1条	約	款の	適用	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	第	2条	約	款の	変更	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	第	3条	用	語の	定義	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第2	章	光電	話:	ナー ヒ	ころの	り提	供	区 t	或領	手																	
	第	4条		電話									•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	第	5条	光	電話	サー	ビン	ζ 0,)提	供	区	間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第3	章	契	約																								
	第	6条		約の			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	第	7条		約者							•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	第	8条		約申:							•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	第	9条		約申:						•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
		0条	_	気通		-				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
		1条		気通						•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
		2条		供開						•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
		3条		低利	,								•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
		4条		用の物質									•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
		5条 c &		約内第												•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
		6条		の他の											•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5 5
		7条 8条		約者 約に										•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
		9条		がに! 約者!															•	•	•	•	•	•	•		5
		0条		社が																							5
		1条		紅//· 約者																							6
		2条		の他の															•	• 1H	•		•	•	•		6
55 A	ᆇ	/_L +-r	- +616 A																								
第4	•	付加		_	4h. D	4 H (4	1.																				c
		3条		加機;						•	· ()	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
		4条			-						奶	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6 7
	<i>昻 △</i>	5条	TY.	/川(月七Vノ	产工	L. •	·	·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第5	章	端末	設備	帯の摂	提供等	手																					
	第2	6条 7条	端	末設	備の	提供	ţ.	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	第2	7条	端	末設	備の	移輔	云 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
第6	章	利用	中山	L等																							
	第2	8条 9条	利	用中.	止•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	第2	9条	利	用停	止•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
第7	章	通	信																								
-,- '		0条		信時	間の	測気	三等	<u>.</u>	•	•	•				•		•		•	•			•	•	•		8
		1条																									8
	第3	2条	通	信利	用の	制阝	· 艮•	•	•	•	•				•		•		•	•			•	•	•		8
	第3	3条	通	信時	間等	の#	训陟	₹•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9

	第34条	発信電気道	通信者	\$号ì	通知	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
笙8	章 料金	等																				
۰,۰	第35条	-	口事に	2関-	よる	費	用														1	0
	第36条	料金の支持																				
	第37条																					
	第38条																					
	第39条																					
	第40条																					
	第41条																					
	第42条	他社接続道	通信の)料3	金の	取	扱い	۸,		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	1	1
	第43条	債権の譲渡	变••	•		•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	1	2
	第44条	協定事業者	皆に存	系る作	責権	0	譲	受等	等•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	1	2
∞ ∩	辛 /2	 -																				
第9			化七字	ミイ.				_													1	Ω
	第45条 第46条																					
	第47条																					
	分4 1 木	修生人は	支 口 ∨	ノ川只 [.	1/.																1	4
第 1	0章 排	員害賠償																				
	第48条	責任の制限	艮••	•		•	•			•	•	•	•			•	•	•	•	•	1	3
	第49条	免責・・		•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4
<i>t</i> /t →	4 25 1/4	D:I																				
弗 I	1章 雑	則の最長さ	로 <i>l</i> 글 글	로 기 는 =	比 . 1、	<i>D</i> :	/13 =	工 . F	ケエι	ΙШ	‡ π	∜ /¬	<i>m</i> 4	立々	+						-	4
	第50条 第51条	他の電気道 承諾の限り		₽ 天 1																		
	第51条	利用に係る																				
	第53条																					
	第54条																					
	第55条	契約者の日																				
	第56条																					
	第57条																					
	第58条	雷話番号等	含内。																		1	6
	第59条		ト. つ提は	ţ.																	1	6
	第60条																					
	第61条		► 号第	₹内料	斗の	支	払	養利	务•	•	•	•	•			•	•			•	1	7
	第62条	契約者に使	系る情	事報(り利	用	•	•		•	•	•	•			•	•	•	•	•	1	7
	第63条		きの 電	i気ì	通信	サ	_	ビン	スに	係	る	料	金	等0	D 回	収	代	行	•	•	1	7
	第64条	法令に規定	さする	する	百•					•	•	•				•	•			•	1	8
	第65条		さける	5取打	及制	限	•	•		•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	1	8
	第66条	閲覧・・		•		•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	1	8
	- - -::																					
第1		帯サービス	S																		_	_
	第67条	附帯サート	ごス・	•	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	1	8

別	記																											
	1	光電記	らサー	ビス	くの	提供	中区	域	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	0
	2	光電記	らサー	ビス	くの	提供	坟区	間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	0
	3	契約者	か地	位の)継:	承•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	0
	4	契約者	か氏	名等	学の	変更	₹ •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	0
	5	他契約	才回	線・	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	1
	6	契約者	から	の端	未	設備	前の	設	置	場	听	0	提	供	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	1
	7	自営端	未設	備の)接	続・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	1
	8	自営端	未設	備に	2異	常カ	ぶあ	る	場	合?	等	0	検:	査	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2
	9	自営電	気通	信割	號備	の接	続	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	:	•	•	•	•	•	2	2
	1 0	自営電	氢気通	信割	號備	に昇	常	が	あ	る	場	合	等	(D)	検	査	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2
	1 1	当社の	維持	責任	<u> </u>		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	3
	1 2	災害伝	言用	ダイ	ヤ	ルサ	١.	ピ	ス	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	3
	1 3	新聞社	等の	基準	售•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	3
	1 4	技術資	料の	項目	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	4
	15	通話明	細書	の発	纤		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	4
	16	料金請	青求書	等の)発	行・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	4
	17	支払レ	い証明	書等	等の	発行	ĵ·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	4
	18	電話帳	長の掲	載 ・	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	4
	19	管轄裁	判所		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	4
*	4金表	•																										
	追	_ / ' '	• •	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	_
	第	第1表	料金			• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	_
		第1	基本			• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	
		第2	利用			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	_
		第3	相互								•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3	_
		第4	端末												•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3	
		第5	ユニ												•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3	
		第6	付加												•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	7
		第2表	工事														•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	0
		第3表	手続														•	•	•	•	•	•	•	•	•		4	
	穿	94表	附带	サー	- Ľ	スに	_関	す	る	料:	金	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	3
_		_																										
另	川 表	₹・・・	• •	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	5
ß	4 🕫	ıl			_		_	_			_					_						_		_		_	1	7
צן	!! !!	ı] • • •		• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	1

第1章 総則

(約款の適用)

- 第1条 当社は、ビジネス光電話サービス契約約款(料金表を含みます。以下「約款」といいます。)を定め、これにより光電話サービスを提供します。
- (注)本条のほか、当社は、光電話サービスに附帯するサービスをこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

第6 个 C 27 m m m m m m m m m m m m m m m m m m	- Month a Car Car Monton C M C M C M C M C M C M C M C M C M C
用語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その 他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 IP音声通信	インターネットプロトコル(当社が別に定める通信プロト コルに限ります。)により音響を伝送交換する通信
4 光電話サービス	契約者回線等から加入電話等設備へIP音声通信を行うことができる電気通信サービス
5 光電話サービス契約	当社から光電話サービスの提供を受けるための契約
6 光電話サービス契約者	当社と光電話サービス契約を締結している者
7 光電話サービス取扱所	(1) 光電話サービスに関する契約事務を行う当社の事務所 (2) 当社の委託により光電話サービスに関する契約事務を 行う者の事業所
8 光電話サービス取扱局	当社が電気通信設備を設置し、それにより光電話サービス を提供する事業所
9 第1種光ネットサービ	当社が別に定めるビジネス光ネットサービス契約約款(た
Z	だし、 $100 \mathrm{Mb/s}$ に限ります。)に基づき提供する電気 通信サービス
10 第1種光ネットサー ビス契約	当社から第1種光ネットサービスの提供を受けるための契 約
11 第1種光ネットサー ビス契約者	当社と第1種光ネットサービス契約を締結している者
12 第2種光ネットサービス	当社が別に定めるSTインターネットアクセス契約約款(以下「STIA契約約款」といいます。ただし、DCプレミアムタイプおよびDCスーパープレミアムタイプを除くものとします。)、ビジネス光ネットサービス契約約款(ただし、1Gb/s,10Gb/sに限ります。)及びコンピュータ通信網サービス契約約款(第1種コンピュータ通信網サービスのEタイプ)に基づき提供する電気通信サービス
13 第2種光ネットサービス契約	当社から第2種光ネットサービスの提供を受けるための契 約
1 4 第 2 種光ネットサー ビス契約者	当社と第2種光ネットサービス契約を締結している者

1 5	電気通信番号	電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号)に定める番号
		であり、端末伝送設備を識別、または電気通信役務の種類又
		は内容を識別するためのもの
1 6	加入電話等設備	当社又は当社が別に定める協定事業者との契約に基づいて
1.7	±π ψ4 → 1 □ ψ4	設置される電気通信設備
1 7	契約者回線	光電話サービス契約に基づいて設置される電気通信回線
1 8	契約者回線等	(1) 契約者回線 (2) 契約者回線に付随して当社が必要により設置する
		電気通信設備
1 9	他契約者回線	当社が別に定める契約約款に基づいて設置される電気通信
		回線
2 0	他契約者回線等	(1) 他契約者回線
		(2) 他契約者回線に付随して当社が必要により設置す
		る電気通信設備
2 1	I P契約者回線等	当社が別に定めるフォーユーコールサービス契約約款第3
	I man I list to I a	条(用語の定義)に規定するIP契約者回線等
2 2	相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者(電気通信事業法(昭和5
		9年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第9条の 規定により登録を受けた者又は事業法第16条第1項の規
		定により昼跡を支げた有文は事業伝第10条第1項の規 定により届出をした者をいいます。以下同じとします。) と
		の間の相互接続協定(事業法の規定に基づき当社が当社以
		外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締
		結した協定をいいます。) に基づく接続に係る電気通信設備
		の接続点
2 3	契約事業者	当社と当社が別に定めるフォーユーコールサービス契約約
		款に基づき契約を締結している電気通信事業者
2 4	協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
2 5	他社接続通信	相互接続点を介して当社電気通信設備と相互に接続する協
0.0		定事業者の電気通信設備を利用して行う通信
2 6	端末設備	契約者回線の一端に直接又は間接的に接続される電気通信 設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の
		場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。) 又は
		同一の建物内であるもの
2 7	自営端末設備	光電話サービス契約者が設置する端末設備
2 8	自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であっ
		て、端末設備以外のもの
2 9	契約者回線等の移転	光電話サービス契約を継続したまま契約者回線等を別の場
		所に移すこと(同一建物内で端末設備を移転する場合を除
	I. I. I live the NELL Balla	きます。)
3 0	技術基準等	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)及び別表に
3 1	回線終端装置	定める光電話サービスにおける基本的な技術的事項
3 1	凹冰於烅衣且	契約有凹線の終端の場所にヨ性が改直する装直(端末故側 を除きます。)
3 2		消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法
		令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法
		(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規
		定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 光電話サービスの提供区域等

(光電話サービスの提供区域)

第4条 当社の光電話サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

(光電話サービスの提供区間)

- 第5条 当社の光電話サービスは、別記2に定める提供区間において提供します。
- 2 当社は、当社が指定する光電話サービス取扱所において、次の所在場所等を閲覧に供します。
- (1) 主な相互接続点

第3章 契約

(契約の単位)

第6条 当社は、契約者回線等1回線ごとに1の光電話サービス契約を締結します。この場合、光電話サービス契約者は、1の光電話サービス契約につき1人に限ります。

(契約者回線の終端)

第7条 当社は、光電話サービス契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に回線終端装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

ただし、料金表に別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

- 2 当社は、前項の地点を定めるときは、光電話サービス契約者と協議します。
- 3 当社は、第1項により当社が設置する回線終端装置を料金表に定めるところにより提供します。

(契約申込の方法)

- **第8条** 光電話サービス契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書等を光電話サービス取扱所に提出していただきます。
- (1) 契約者回線等の終端の場所
- (2) その他光電話サービス申し込みの内容を特定するための事項

(契約申込の承諾)

- **第9条** 光電話サービス契約は、光電話サービス契約の申込みに対して当社が承諾をしたときに成立します。
- 2 当社は、次のいずれかの場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 光電話サービスを提供することが技術上又は経済上著しく困難なとき。
- (2) 光電話サービス契約の申込みをした者が、光電話サービスの料金又は工事に関する費用の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 光電話サービス契約の申込みをした者が、光電話サービスの利用を停止されている、 又は光電話サービス契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) 光電話サービス契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

- (5) 第53条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
- (6) その他光電話サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき。

(電気通信番号)

- 第10条 当社は、電気通信番号を当社が別に定めるところにより付与します。
- 2 当社は、技術上又は当社の業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、電気通信番号を変更することがあります。
- 3 前項の規定により、電気通信番号を変更する場合は、あらかじめそのことを光電話サービス契約者に通知します。

(電気通信番号の変更)

第11条 光電話サービス契約者は、その光電話サービス契約者に係る電気通信番号を変更しようとするときは、当社所定の書面を契約事務を行う光電話サービス取扱所に提出していただきます。

(提供開始日)

第12条 光電話サービスに係る申込に基づき、当社が当該光電話サービスの工事を完了 した日を光電話サービスの提供を開始した日とします。

(最低利用期間)

- 第13条 光電話サービスの最低利用期間は、光電話サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。ただし、同一の契約者回線等にて第1種光ネットサービスまたは第2種光ネットサービスの提供を受けている光電話サービス契約者は、光電話サービスの提供開始日と第1種光ネットサービスまたは第2種光ネットサービスの提供開始日のうち先に提供開始した日を最低利用期間の起算日とします。
- 2 光電話サービス契約者は、前項の最低利用期間内に光電話サービス契約の解除又は契約者回線等の移転があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。
- 3 当社は、前項の規定にかかわらず、当社の判断により、その解除等に要する額を減額して適用することがあります。

(利用の一時中断)

第14条 当社は、光電話サービス契約者から請求があったときにおいて、当社の光電話サービスの利用に支障をきたすと当社が認めた場合は、光電話サービスの利用の一時中断(その光電話サービス契約に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(契約内容の変更)

第15条 当社は、光電話サービス契約者から請求があったときは、第8条(契約申込の方法)に基づき契約内容の変更を行います。ただし、料金表に定める第1種光電話サービスと第2種光電話サービスの間での種類の変更が必要な場合には、変更前の光電話サービス契約を解除した上で、新たに光電話サービス契約の申込みを行っていただく取り扱い

となります。

2 前項の請求があったときは、当社は第9条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(その他の契約内容の変更)

- 第16条 当社は、光電話サービス契約者から請求があったとき(別記3及び別記4に定める変更を含みます。)は、第8条(契約申込の方法)第1項第2号に規定する契約内容の変更を行います。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第9条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線等の移転)

- 第17条 当社は、光電話サービス契約者から請求があったときは、第8条(契約申込の方法)に基づき契約者回線等の移転を行います。
- 2 前項の請求があったときは、当社は第9条(契約申込の承諾)及び第27条(端末設備 の移転)の規定に準じて取り扱います。

(契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第18条 光電話サービス契約者が光電話サービス契約に基づいて光電話サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。ただし、別記3に定める場合は除きます。

(契約者が行う光電話サービス契約の解除)

- **第19条** 光電話サービス契約者は、光電話サービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ光電話サービス取扱所に書面により通知していただきます。
- 2 前項により、光電話サービス契約を解除する場合、契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要するときには、光電話サービス契約者にその復旧に要する費用を 負担していただきます。

(当社が行う光電話サービス契約の解除)

- 第20条 当社は、第29条(利用停止)の規定により光電話サービスの利用停止をされた 光電話サービス契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その光電話サービス契約を 解除することがあります。
- 2 当社は、光電話サービス契約者が第29条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに 該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるとき は、第29条(利用停止)の規定にかかわらず、光電話サービスの利用停止をしないでそ の光電話サービス契約を解除することがあります。
- 3 当社は、光電話サービス契約者において、破産、民事再生又は会社更生の申立てその他 これに類する事由が生じたことを知ったときは、光電話サービス契約を解除することが あります。
- 4 当社は前3項の規定により、その光電話サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ光電話サービス契約者にそのことを通知します。ただし緊急やむを得ない場合は、 その限りではありません。
- 5 第1項乃至第3項の解除にあたり、契約者が所有又は占有する敷地、家屋又は構築物

等の復旧を要する場合には、光電話サービス契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。

(契約者回線等の提供ができなくなった場合の措置)

- 第21条 当社は、当社及び光電話サービス契約者の責めによらない理由により契約者回 線等の提供ができなくなった場合は、光電話サービス契約を解除することがあります。
- 2 当社は、前項の規定により、光電話サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ光電話サービス契約者に通知します。

(その他の提供条件)

第22条 光電話サービスに係るその他の提供条件については、別記3、4、12及び 18に定めるところによります。

第4章 付加機能

(付加機能の提供)

- 第23条 当社は、光電話サービス契約者から付加機能の利用の請求があったときは、次の場合を除いて、料金表第1表(料金)に定めるところにより付加機能を提供します。
 - (1) 付加機能の提供を請求した光電話サービス契約者が光電話サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2)付加機能の提供を請求した光電話サービス契約者が第29条(利用停止)の規定により光電話サービスの利用停止をされている、又は当社が行う光電話サービス契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (3)付加機能の提供を請求した光電話サービス契約者が本条第2項の規定により、その付加機能の利用の停止をされている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。
 - (4)付加機能の提供を請求した光電話サービス契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
 - (5)付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 2 当社は、料金表第1表(料金)に特段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止 又は廃止を行うことがあります。
- 3 付加機能の利用の請求に基づき、当社が当該付加機能の提供に係る工事を完了した日 を付加機能の提供を開始した日とします。

(付加機能の利用の一時中断)

第24条 当社は、光電話サービス契約者から請求があったときは、当社の光電話サービスの利用に支障をきたすと当社が認めた場合は、その付加機能の利用の一時中断(その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。)を行います。

(付加機能の廃止)

- 第25条 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。
- (1) その付加機能の提供を受けている光電話サービス契約者から、光電話サービス契約の 解除又は付加機能の廃止の申し出があったとき。
- (2)料金表に別段の定めがあるとき。

第5章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第26条 当社は、光電話サービスの提供に必要となる端末設備を料金表第1表(料金)に 定めるところにより提供します。

(端末設備の移転)

- 第27条 当社は、光電話サービス契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。
- 2 前項の請求があったときは、第9条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。
- 3 第1項の移転に係る工事費用は、光電話サービス契約者に支払っていただきます。

第6章 利用中止等

(利用中止)

- 第28条 当社は、次の場合には、光電話サービスの利用を中止することがあります。
- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第32条(通信利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。
- (3) 特定の契約者回線等から、多数の不完了呼(相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。)を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、 又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
- 2 当社は、前項の規定により光電話サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを光電話サービス契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

(利用停止)

- 第29条 当社は、光電話サービス契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で 当社が定める期間(その光電話サービスの料金その他の債務(この約款の規定により、支 払いを要することとなった光電話サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料 金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、そ の料金その他の債務が支払われるまでの間)、その光電話サービスの利用を停止すること があります。
 - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス約款の料金等について支払い期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (3) 第53条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。

- (4) 当社の承諾を得ずに、契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外 の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに 係る電気通信回線を接続したとき。
- (5) 契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかったとき。
- (6) 契約者回線等に接続されている端末設備等について総合品質を維持することが困難であるとき。
- (7) 前各号のほか、この約款の規定に反する行為であって、光電話サービスにかかる当 社の業務若しくは当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれの ある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により光電話サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を光電話サービス契約者に通知します。ただし、第1項第3号の規定により光電話サービスの利用停止をする場合は、この限りではありません。

第7章 通信

(通信時間の測定等)

第30条 光電話サービスに係る通信時間の測定等については、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

(IP音声通信の品質)

第31条 IP音声通信の品質については、契約者回線等の利用形態等により変動する場合があります。

(通信利用の制限)

第32条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、光電話サービスに係る通信について、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

	機 関 名	
気象機関		
水防機関		

消防機関

災害救助機関

警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)

防衛機関

輸送の確保に直接関係がある機関

通信の確保に直接関係がある機関

電力の供給の確保に直接関係がある機関

ガスの供給の確保に直接関係がある機関

水道の供給の確保に直接関係がある機関

選挙管理機関

別記13に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関

預貯金業務を行う金融機関

国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しくふくそうしたとき又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数 を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあり ます。

(通信時間等の制限)

第33条 前条の規定による場合のほか、当社は、IP音声通信が著しくふくそうするときは、IP音声通信の通信時間又は特定の地域へのIP音声通信の利用を制限することがあります。

(発信電気通信番号通知)

- 第34条 I P音声通信については、当社が定めるところにより、その発信電気通信番号 (その I P音声通信の発信元に係る電気通信番号をいいます。以下同じとします。)を着信先の契約者回線等又は着信先の当社が提供する音声役務に係る電気通信回線又は着信先の電気通信回線に係る相互接続点へ通知します。ただし、次の I P音声通信については、この限りではありません。
 - (1) IP音声通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行うIP音声通信
- 2 前項にかかわらず、電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号)別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号(110、118又は119に限ります。)をダイヤルして行うIP音声通信については、当社が別に定めるところにより、その発信電気通信番号等(発信電気通信番号又はそのIP音声通信の発信元に係る光電話サービス契約者の氏名若しくは名称及び住所若しくは居所をいいます。以下同じとします。)を着信先の電気通信回線に係る相互接続点へ通知します。

ただし、IP音声通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行うIP音声通信については、この限りではありません。

第8章 料金等

(料金及び工事に関する費用)

第35条 当社が提供する光電話サービスの料金は、料金表第1表(料金)に定めるところ

によります。

- 2 当社が提供する光電話サービスの工事に関する費用は、料金表第2表(工事に関する費 用)に定めるところによります。
- (注) 第1項に規定する料金は、当社が提供する光電話サービスの態様に応じて、基本利用 料、利用料、機器等使用料、ユニバーサルサービス料及び付加機能使用料を合算したも のとします。

(料金の支払義務)

- 第36条 光電話サービス契約者は、光電話サービス契約に基づいて、当社が光電話サービ スの提供を開始した日(付加機能又は端末設備等についてはその提供を開始した日)から 起算して、光電話サービス契約の解除があった日(付加機能又は端末設備等についてはそ の廃止があった日)の前日までの期間について、料金表第1表(料金)に規定する料金を 支払っていただきます。
- 2 前項の料金のうち、利用料については、当社が測定した通信時間と料金表第1表(料金) の定めに基づいて算定いたします。
- 3 光電話サービス契約者は、その契約者回線等により光電話サービス契約者以外の者が 行った通信に係る利用料についても、当社に対し責任を負わなければなりません。
- 4 利用の一時中断等により、光電話サービスを利用することができない状態が生じたと きの料金の支払いは、次によります。
- (1)利用の一時中断をしたときは、光電話サービス契約者は、その期間中の料金を支払っ ていただきます。
- (2) 利用停止があったときは、光電話サービス契約者は、その期間中の料金を支払ってい ただきます。
- (3) 2 号の規定によるほか、光電話サービス契約者は、次の場合を除き、光電話サービス を利用できなかった期間中の料金を支払っていただきます。

光電話サービス契約者の責めによらない理 | そのことを当社が知った時刻以後の利用で 由により、その光電話サービスを全く利用 できない状態(その契約に係る電気通信設 | 分に限ります。)について、24時間ごとに 備による全ての通信に著しい支障が生じ、 全く利用できない状態と同程度の状態とな る場合を含みます。)が生じた場合に、その ことを当社が知った時刻から起算して、2

4時間以上その状態が連続したとき。

支払いを要しない料金

きなかった時間(24時間の倍数である部 日数を計算し、その日数に対応するその光 電話サービスについての料金

- 5 光電話サービス契約者は、IP音声通信に関する料金について、当社の機器の故障等に より正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表(料金)に定めるところに より算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、 光電話サービス契約者と協議し、その事情を斟酌するものとします。
- 6 当社は支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を お返しします。

(工事費の支払義務)

第37条 光電話サービス契約者は、光電話サービス契約の申込み又は工事を要する請求 をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1(工事費)に規定する工事費を支払っ ていただきます。

ただし、工事の着手前にその光電話サービス契約の解除又はその工事の請求の取消し (以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありませ ん。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費をお返しし ます。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、光電話サービス契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(手続きに関する料金の支払義務)

第38条 光電話サービス契約者は光電話サービスに係る手続きを要する請求をし、その 承諾を受けたときは、料金表第3表(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料 金を支払っていただきます。

(料金の計算方法等)

第39条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表通則 に定めるところによります。

(割増金)

第40条 光電話サービス契約者は、光電話サービスの料金等の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)のほか、その免れた額の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(遅延損害金)

第41条 光電話サービス契約者は、料金その他の債務(遅延損害金を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年10%の割合(閏年についても365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を遅延損害金として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(他社接続通信の料金の取扱い)

- 第42条 光電話サービス契約者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、他社接続通信に関する料金の支払いを要します。
- 2 前項の場合において、他社接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとします。

(債権の譲渡)

第43条 当社は、この約款の規定により、光電話サービス契約者が支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権の全部又は一部を第三者に譲渡することがあります。

(協定事業者に係る債権の譲受等)

- 第44条 協定事業者と電気通信サービスに係る契約を締結している光電話サービス契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた協定事業者の債権を当社が譲り受け、請求することを承認していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、光電話サービス契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供する光電話サービスの料金とみなして取り扱います。

第9章 保守

(契約者の維持責任)

- 第45条 光電話サービス契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に 適合するよう維持していただきます。
- 2 光電話サービス契約者は、当社が別に定めるところに従い、総合品質を維持していただきます。

(契約者の切分責任)

- 第46条 光電話サービス契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、契約者回線等その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
- 2 前項の確認に際して、光電話サービス契約者から請求があったときは、当社は、光電話 サービス取扱局において試験を行い、その結果を光電話サービス契約者にお知らせしま す。
- 3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、光電話サービス契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、光電話サービス契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
- (注)本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について、当社と保守契約を締結している 光電話サービス契約者には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第47条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第32条(通信利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその契約者回線等に係る電気通信設備を修理し、又は復旧します。

この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社が それらの機関との協議により定めたものに限ります。

順	修理又は復旧する電気通信設備
位	
1	気象機関に設置されるもの

水防機関に設置されるもの

消防機関に設置されるもの

災害救助機関に設置されるもの

警察機関に設置されるもの

防衛機関に設置されるもの

輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの

通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの

電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの

2 ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの

水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの

選挙管理機関に設置されるもの

別記13に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの

預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの

国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きます。)

- 3 第1順位及び第2順位に該当しないもの
- (注)当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した 契約者回線について、暫定的にその契約者回線を収容する光電話サービス取扱局を変更 することがあります。

第10章 損害賠償

(責任の制限)

- 第48条 当社は、光電話サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その光電話サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その光電話サービス契約者の損害を賠償します。ただし、協定事業者が当該協定事業者の契約約款等に定めるところにより損害を賠償する場合は、この限りではありません。
- 2 前項の場合において、当社は、光電話サービスが全く利用できない状態にあることを当 社が知った時刻以後のその状態が連続した時間 (24時間の倍数である部分に限ります。) について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する光電話サービスに係る次の 料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- (1)料金表第1表(料金)に規定する基本利用料及び付加機能使用料
- (2)料金表第1表(料金)に規定する利用料(光電話サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月(1の暦月の起算日(当社が光電話サービス契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)の前6料金月の1日当たりの平均の利用料(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)
- 3 当社の故意又は重大な過失により光電話サービスの提供をしなかったときは、前2項 の規定は適用しません。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、損害賠償の取扱いに関し、料金表に特段の定め

がある場合は、その定めるところによります。

(注1) 本条第2項に規定する「当社が別に定める方法」により算出した額は、原則として 光電話サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における 1日当たりの平均の利用に関する料金とします。

(免責)

- 第49条 当社は、光電話サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、光電話サービス契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更 (以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、そ の改造等に要する費用については負担しません。

ただし、別表に定める光電話サービスにおける基本的な技術的事項(以下この条において「技術的事項」といいます。)の規定の変更(光電話サービス取扱局に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的事項の規定の適用の変更を含みます。)により、現に契約者回線等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第11章 雜則

(他の電気通信事業者との電話等利用契約の締結)

第50条 光電話サービス契約の申込みの承諾を受けた者は、別に定める電気通信事業者が定める契約約款等の規定に基づいて、その電気通信事業者と別に定める電話等利用契約を締結したこととなります。

ただし、光電話サービス契約の申込みの承諾を受けた者から、その電気通信事業者に対して その電話等利用契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

2 前項の規定により電話等利用契約を締結した光電話サービス契約者は、その契約者回線等において、該当する電気通信事業者に係る電気通信サービスの利用があったときに、その電気通信事業者の契約約款等に基づいて、その料金の支払いを要することになります。

ただし、その光電話サービス契約者が、その電話等利用契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その電気通信事業者の契約約款等に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

(承諾の限界)

第51条 当社は、光電話サービス契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求 を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業 務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その 理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款に別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

- 第52条 光電話サービス契約者は、次のことを守っていただきます。
 - (1)当社が光電話サービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動、取りはずし、変更、 分解、若しくは損壊、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。 ただし、天災、事変、その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設

たたし、大災、事変、その他の事態に除して保護する必要があるとき又は自宮端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

- (2) 故意に I P音声通信を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 故意に多数の不完了呼を発生させ又は連続的に多数の呼を発生させる等、通信のふく そうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
- (4) 本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対し、自動電話ダイヤリングシステム を用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、商業的宣伝又は勧誘の通信をする若し くは勧誘を目的とした回線への発信を勧誘する行為等を行わないこと。
- (5) 自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、他 人が嫌悪感を抱く又はおそれのある行為を行わないこと。
- (6) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が光電話サービス契約に 基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (7) 光電話サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、光電話サービス契約者が 所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等を当社に無償で使用させること。こ の土地、建物等について、地主、家主その他の利害関係人があるときは、光電話サービ ス契約者はあらかじめ必要な承諾を得ておくこと。
- (8) 当社が光電話サービス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (9) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、光電話サービスを利用しないこと。
- 2 光電話サービス契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損した ときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕、その他の工事等に必要な費用を支払 っていただきます。

(契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等)

第53条 光電話サービス契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、別記6に定めるところによります。

(技術資料の閲覧)

- **第54条** 光電話サービスにおける基本的な技術的事項は、別表に定めるところによります。
- 2 当社は、当社が指定する光電話サービス取扱所において、光電話サービスを利用するう えで参考となる別記14の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(契約者の氏名等の通知)

第55条 当社は、協定事業者から請求があったときは、光電話サービス契約者(その協定

事業者と光電話サービスを利用する上で必要な契約を締結している者に限ります。)の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

(協定事業者からの通知)

第56条 光電話サービス契約者は、当社が料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(電話帳)

- **第57条** 当社は、光電話サービス契約者から請求があったときは、当社が別記18に定めるところにより、電気通信番号を電話帳(別に定める協定事業者が発行する電話帳をいいます。以下同じとします。) に掲載します。
 - (注)「別に定める協定事業者」は西日本電信電話株式会社とします。

(電話番号案内)

- 第58条 当社は、光電話サービス契約者から請求があったときは、電気通信番号について、当 社が別に定める協定事業者の契約約款等に定める電話番号案内において案内を行います。
- (注)「別に定める協定事業者」は西日本電信電話株式会社とします。

(番号情報の提供)

- 第59条 当社は、当社の番号情報(電話帳掲載又は電話番号案内に必要な情報(第57条 (電話帳)及び第58条(電話番号案内)の規定により電話帳掲載又は電話番号案内の請求を行った光電話サービス契約者にかかる契約者回線等の情報に限ります。)をいいます。 以下この条において同じとします。)について、番号情報データベース(番号情報を収容するために西日本電信電話株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下同じとします。)に登録します。
- 2 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置する西日本電信 電話株式会社が、電話帳発行又は電話番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者 等(当社が別に定める者に限ります。)に提供します。
- (注1) 本条第2項に規定する「当社が別に定める者」は、西日本電信電話株式会社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された光電話サービス契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。
- (注2) 本条第2項に規定する電気通信事業者等について、当社は閲覧に供します。
- (注3) 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(令和6年3月12日総務省告示第4号)」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業所等への番号情報の提供を停止する措置を行います。
- (注4) 電話番号案内のみを行うものとした番号情報については、電話番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合に西日本電信電話株式会社が提供します。

(相互接続番号案内)

第60条 光電話サービス契約者は、その光電話サービス契約者に係る契約者回線等から

相互接続番号案内(相互接続点を介して当社が別に定める協定事業者が提供する電話番号案内に接続し、電話番号案内を利用することをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

(注)「別に定める協定事業者」はアルティウスリンク株式会社とします。

(相互接続番号案内料の支払義務)

- 第61条 光電話サービス契約者は、相互接続番号案内を利用のつど、料金表第1表第3 (相互接続番号案内料)に規定する相互接続番号案内料の支払いを要します。
- 2 光電話サービス契約者は、その光電話サービス契約者に係る契約者回線等により光電話サービス契約者以外の者が行った通信に係る相互接続番号案内料についても、当社に責任を負わなければなりません。

(契約者に係る情報の利用)

- 第62条 当社は、光電話サービス契約者に係る氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社又は協定事業者のサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社又は協定事業者の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。
 - (注)業務の遂行上必要な範囲での利用には、光電話サービス契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(協定事業者等のサービスに係る料金等の回収代行)

- 第63条 当社は、光電話サービス契約者から申出があったときは、次の全ての条件を満たす場合に限り、協定事業者(当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。)の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとしたサービスに係る料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。
 - (1) その申出をした光電話サービス契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用 の支払いを現に怠ってないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その光電話サービス契約者の申出について、協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- 2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その光電話サービス契約者が当社が定める支払い期日を超えてもなお支払わないときは、当社はその 光電話サービス契約者に係る前項の取扱いを廃止します。

(法令に規定する事項)

- **第64条** 光電話サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。
 - (注) 法令に定める事項については、別記7から別記11に定めるところによります。

(本邦外における取扱制限)

第65条 光電話サービスの取扱いについては、本邦外の法令、本邦外の電気通信事業者の 定める契約約款等により制限されることがあります。

(閲覧)

第66条 この約款において、当社が別に定めるところとしている事項については、当社は 閲覧に供します。

第12章 附帯サービス

(附帯サービス)

第67条 光電話サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記15、16、17、18に定めるところによります。

別記

別記

1 光電話サービスの提供区域

光電話サービスの提供区域は、次に掲げる市町村の区域のうち当社が別に定める区域と します。

市町村の区域

高松市、東かがわ市、丸亀市、坂出市、観音寺市、善通寺市(注2)、三豊市、さぬき市、仲多度郡(琴平町、多度津町、まんのう町)、綾歌郡(綾川町(注2)、宇多津町)、木田郡(三木町)、徳島市、鳴門市、阿南市、吉野川市、小松島市、阿波市、三好市、板野郡(藍住町、板野町、上板町、北島町、松茂町)、那賀郡(那賀町)、名西郡(石井町)、海部郡(美波町、牟岐町、海陽町)、高知市、香南市、南国市、土佐市、須崎市、四万十市、宿毛市、吾川郡(いの町)、長岡郡(大豊町)、高岡郡(中土佐町、越知町、日高村)、安芸郡(奈半利町、安田町、馬路村、北川村)(注3)、幡多郡(大月町)、松山市、伊予市、今治市、東温市(注2)、新居浜市、伊予郡(松前町、砥部町)、四国中央市、宇和島市、北宇和郡(鬼北町、松野町)、西条市、西予市、八幡浜市、大洲市(注2)、喜多郡(内子町)(注2)、西宇和郡(伊方町)、南宇和郡(愛南町)(注2)

- (注1) 当社が別に定める区域とは、当社がその地域の社会的経済的諸条件、光電話サービスの需要と供給の見込み等を考慮して設定します。
- (注2) 善通寺市、綾川町、東温市、大洲市、内子町、愛南町は、光電話サービスの第2 種光電話サービス契約者に限り提供します。
- (注3) 奈半利町、安田町、馬路村、北川村は光電話サービスの第1種光電話サービス契約者に限り提供します。

2 光電話サービスの提供区間

当社の光電話サービスは、次に掲げる契約者回線等との間において提供します。

- (1) 契約者回線等の終端相互間
- (2) 契約者回線等の終端と当社が提供する音声役務に係る電気通信設備の終端との間
- (3) 契約者回線等の終端と当社と契約事業者との接続に係る電気通信設備の終端との間
- (4) 契約者回線等の終端と相互接続点との間
- (5) 契約者回線等の終端と当社と当社が別に定める電気通信事業者との接続に係る電気通信設備の終端との間
- (6) 契約者回線等の終端とその他当社が必要により設置する電気通信設備との間

3 契約者の地位の継承

- (1) 相続又は法人の合併等により光電話サービス契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併等の後存続する法人若しくは合併等により設立された法人は、これを証明する書面を添えて、速やかに光電話サービス取扱所に通知していただきます。
- (2)(1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2) の規定による代表者の通知があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

4 契約者の氏名等の変更

- (1) 光電話サービス契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、速やかに光電話サービス取扱所に通知していただきます。
- (2)(1)の通知があったときは、当社は、その通知のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

5 他契約者回線

当社は、下記の契約約款に定める契約者回線を他契約者回線として扱います。

光電話サービス契約約款

光電話サービス (集合住宅一括契約) 契約約款

光電話サービス(愛媛CATV専用サービス用集合住宅一括契約)契約約款 光電話サービス(宇和島市専用サービス用集合住宅一括契約)契約約款 ビジネス光電話サービス(愛媛CATV専用サービス用)契約約款

ビジネス光電話サービス(宇和島市専用サービス用)契約約款

6 契約者からの電気通信設備の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線等の終端にある構内(これに準ずる区域内を含みます。) 又は建物内において、当社が終端設備等を設置するために必要な場所は、光電話サービス契約者から 提供していただきます。
- (2) 当社が、光電話サービス契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、光電話サービス契約者から提供していただきます。
- (3) 光電話サービス契約者等は、契約者回線等の終端にある構内(これに準ずる区域内を含みます。) 又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、光電話サービス契約者等の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

7 自営端末設備の接続

(1) 光電話サービス契約者は、その契約者回線等の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営端末設備を接続するときは、 その接続の請求をしていただきます。

この場合において、事業法第53条第2項(同法第104条第4項において準用する場合を含む。)、同法第58条(第104条第7項において準用する場合を含む。)、又は事業法第65条の規定により表示が付されている端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

- (2) 当社は、(1) の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。 ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2) の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に 該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4)(3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 光電話サービス契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)第4条で定める種類の工事担任者資格証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

- (6) 光電話サービス契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1) から (5) の規定に準じて取り扱います。
- (7) 光電話サービス契約者は、その契約者回線等に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

8 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1)当社は、契約者回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、光電話サービス契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、光電話サービス契約者は、正当な理由がある場合、その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2)(1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3)(1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、光電話サービス契約者は、その自営端末設備を契約者回線等から取りはずしていただきます。

9 自営電気通信設備の接続

- (1) 光電話サービス契約者は、その契約者回線等の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項を記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1) の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。 ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、 事業法第70条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2) の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に 該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4)(3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 光電話サービス契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則第4条で定める内容の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 光電話サービス契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1) から(5) の規定に準じて取り扱います。
- (7)光電話サービス契約者は、その契約者回線等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

10 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記8(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

11 当社の維持責任

当社は、当社の設置した契約者回線等を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

12 災害用伝言ダイヤルサービス

(1) <削除>

(2) <削除>

(3) 当社が別に定める協定事業者が提供する災害用伝言ダイヤルサービスは、次のとおりとします。

区別	内容	電気通信番号
災害用伝言 ダイヤルサービス	災害が発生した場合等に、協定事業者の定 める通話について、メッセージの蓄積、再 生等を行うサービス	171

(4) <削除>

(注1) <削除>

(注2)(3)の「当社が別に定める協定事業者」は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社とします。

13 新聞社等の基準

	区 分	基準
1	新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1)政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論 議することを目的として、あまねく発売されること (2)発行部数が1の題号について、8,000部以上である こと
2	放送事業者	電波法 (昭和25年法律第131号) の規定により放送局の免 許を受けた者
3	通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

14 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

15 通話明細書の発行

当社は、光電話サービス契約者から請求があったときは、当社が別に定める方法により、 その光電話サービスに係る通話明細書(以下「通話明細書」といいます。)を発行します。 この場合、光電話サービス契約者は、料金表第4表(附帯サービスに関する料金)に定める 発行料を支払っていただきます。

16 料金請求書等の発行

当社は、光電話サービス契約者から請求があったときは、当社が別に定める方法により、 その光電話サービスに係る料金請求書等(以下「料金請求書等」といいます。)を発行しま す。

17 支払い証明書等の発行

当社は、光電話サービス契約者から請求があったときは、当社が別に定める方法により、 その光電話サービスに係る支払い証明書等(以下「支払い証明書等」といいます。)を 発行します。この場合、光電話サービス契約者は、料金表第4表(附帯サービスに関 する料金)に定める発行料を支払っていただきます。

18 電話帳の掲載

- (1) 当社は、光電話サービス契約者から、請求があったときは、その光電話サービス契約者に係る電気通信番号と次の事項を電話帳に掲載します。
- ア 光電話サービス契約者又はその光電話サービス契約者が指定する者の氏名、名称又 は称号のうち1
- イ 光電話サービス契約者又はその光電話契約者が指定する者の職業(協定事業者が定める職業区分によるものとします。)のうち1
- ウ 光電話サービス契約者にかかる契約者回線等の終端のある場所(光電話サービス契約者又はその光電話サービス契約者が指定する者の住所又は居所による掲載の請求があった場合で、当社が光電話サービス契約者に係る契約者回線等の終端の場所による掲載が適当でないと認めたときは、その請求のあった場所)
- (2)(1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。
- (3) 当社は、その掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは (1) の規定にかかわらず、電話帳の掲載の取扱いを行わないことがあります。
- (4) 光電話サービス契約者は、(1) の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4 表(附帯サービスに関する料金等) に規定する料金の支払いを要します。

19 管轄裁判所

この約款に関する訴訟については、その債権額に応じて高松地方裁判所又は高松簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

料 金 表

通 則

(料金の設定)

1 光電話サービスに係る利用料は、当社の提供区間と協定事業者(当社が別に定める協 定事業者を除きます。)又は当社が別に定める電気通信事業者の提供区間とを合わせて、 当社が設定するものとします。

ただし、協定事業者の契約約款等により規定するところにより協定事業者が定める 料金については、この限りではありません。

(料金の計算方法)

- 2 当社は、光電話サービス契約者がその光電話サービスの種類等に応じて定まる月額料金(基本利用料、機器等使用料、ユニバーサルサービス料及び付加機能使用料(以下「月額料金」といいます。))を料金月(1の暦月の起算日(暦月の初日)から次の暦月の起算日の前日までの期間をいいます。)に従って計算します。
- 3 月額料金は、月額料金に係る起算日において提供されている光電話サービスの種類等に準じた料金を適用して計算します。
 - 3-1 光電話サービスの第1種光電話サービスのものに係る月額料金の適用
 - (1) 提供開始日が含まれる月の月額料金はいただきません。
 - (2) 光電話サービスの解除日又は付加機能の利用の廃止日が起算日以外になる場合 は、当該料金月の月額料金はいただきます。
 - (3) 提供開始日と光電話サービスの解除日又は付加機能の利用の廃止日が同一月となった場合には、当該料金月の月額料金はいただきます。
 - (4) 光電話サービスの種類等が変更された場合には、月額料金に係る起算日時点で 光電話サービス契約者に対して提供されている光電話サービスの種類等に応じ て定まる料金を適用して算定します。
 - (5) 第36条(料金の支払義務)第4項第3号の表の規定に該当するとき。
 - 3-2 光電話サービスの第2種光電話サービスのものに係る月額料金の適用 月額料金は、次の場合が生じたとき、月額料金をその利用日数に応じて日割します。 ただし、第2種光電話サービスのもののうち第2種光ネットサービスにおいてビジネ ス光ネットサービス契約約款の1Gb/s,10Gb/sを利用するものに限り、提 供開始日が含まれる月の月額料金はいただきません。
 - (1) 暦月の初日以外の日に光電話サービスの提供の開始(付加機能又は端末設備等の提供については提供を開始)があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日に契約の解除(付加機能又は端末設備についてはその廃止) があったとき。
 - (3) 暦月の初日に光電話サービスの提供の開始(付加機能又は端末設備等の提供については開始)を行い、その日にその契約の解除(付加機能又は端末設備についてはその廃止)があったとき。
 - (4) 暦月の初日以外の日に光電話サービスの契約の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第36条(料金の支払義務)第4項第3号の表の規定に該当するとき。

- 4 当社は、利用料(相互接続番号案内料を含みます。)を光電話サービスの種類等に準じた料金を適用して計算します。
 - 4-1 光電話サービスの第1種光電話サービスのものに係る利用料の適用 利用料(相互接続番号案内料を含みます。)を料金月(1の暦月の起算日(暦月の2 1日)から次の暦月の起算日の前日までの期間をいいます。)に従って計算します。
 - 4-2 光電話サービスの第2種光電話サービスのものに係る利用料の適用 利用料(相互接続番号案内料を含みます)を料金月(1の暦月の起算日(暦月の初日) から次の暦月の起算日の前日までの期間をいいます。)に従って計算します。
- 5 当社は、利用料について料金月に従って1の通信ごとに計算したものの合計額により、支払いを請求します。

(料金等の支払い)

- 6 光電話サービス契約者は、料金表に定める料金、工事に関する費用、手続きに関する 料金及び附帯サービスに関する料金について、当社が定める期日までに、当社が指定す る光電話サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 7 光電話サービス契約者は、料金表に定める料金、工事に関する費用、手続きに関する料金及び附帯サービスに関する料金について、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、前項の規定にかかわらず、光電話サービス契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 9 当社は、料金表に定める料金、工事に関する費用、手続きに関する料金及び附帯サービスに関する料金について、光電話サービス契約者の要請があったときは、当社が別に 定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。
 - (注) 9 に規定する当社が別に定める条件は、前受金に利息を付さないことを条件として 預かることとします。

(端数処理)

10 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(消費税相当額の加算)

11 第36条(料金の支払義務)から第38条(手続きに関する料金の支払義務)まで及び第69条(附帯サービス)の規定等により、この料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

なお、支払いを要するものとされている額と料金表に表示する税込価格(税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)により計算した額とは差異が

生じる場合があります。

ただし、国際通信に係る利用料については、この限りではありません。

(注) この料金表に表示する括弧内の額は税込価格を表します。

(料金等の臨時減免等)

- 12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。 また、当社は、この約款の規定にかかわらず、当社の判断により、その料金、工事費、 事務手数料等及び付帯サービスに関する費用を減免することがあります。
- 13 当社は料金等の減免を行ったときは、関係の光電話サービス取扱所に掲示する等の 方法により、その旨を周知します。

第1表 料金

第1 基本利用料

1 適用

区 分	内容
(1) 光電話サービ	光電話サービスには、次の種類があります。
スの種類	種類 内容
	第 1 種 光 第 2 種光電話サービス以外のもの
	電話サー ただし、2以上の同時音声通信可能数に限り
	ビス 提供いたします。
	第 2 種 光 1 の契約者回線等において光電話サービス
	電話 サー と第2種光ネットサービスを利用するもの。
	ビスただし、第2種光ネットサービスにおいて、
	STIA契約約款のエコノミータイプ及び
	ビジネス光ネットサービス契約約款の1G
	b/s,10Gb/sを利用する場合は、2
	以上の同時音声通信可能数に限り提供いた
	します。
(2) 基本利用料の	当社は1の契約者回線ごとに1の基本利用料を適用しま
適用	す。
(3) 同時音声通信	当社は1の同時音声通信可能数(電気通信番号によって同
利用料の適用	時にIP音声通信が可能な音声チャンネル数をいいます。以
1 1/11/11 1 1/2 /65/11	下同じとします。)ごとに適用します。
(4) 最低利用期間	光電話サービス契約者は、最低利用期間内に光電話サービ
内に契約の解除	ス契約の解除があった場合は、残余の期間に対応する料金(料
等があった場合	金表第4(端末等使用料)の料金を含みます。以下この欄にお
の料金の適用	いて同じとします。)に相当する額を、一括して支払っていた
	だきます。

2 料金額

(1)基本利用料

区分	種類	単位	料金額(月額)
			(税込価格)
基本利用料	第1種光電 話サービス 1の初約老回線		3, 500 円
		1 の契約者回線ごとに	(3,850円)
	第2種光電	1の条約有凹線ことに	0円
	話サービス		(0円)

備考

- (ア) 基本利用料には、回線終端装置の使用に係る利用料を含みます。
- (イ) 1の契約者回線等において第1種光電話サービスと第1種光ネットサービスを利用する場合、1の契約者回線ごとに2,000円(税込2,200円)を減額します。

(2) 同時音声通信利用料

区分	種類	単位	料金額(月額) (税込価格)
同時音声通 信利用料	第1種光電 話サービス	1の同時音声通信可能数ごとに	500 円
	第2種光電話サービス	107円時日光通信刊能数ことに	(550円)

備考

(ア) 5以上の同時音声通信可能数部分については、1の同時音声通信可能数ご とに100円(税込110円)を減額します。

第2 利用料

1 適用

区分	内容	
(1) 電気通信番号	光電話サービスは、電気通信番号による次の通信を行うこ	
によるIP音声	とができます。	
通信の取扱い	区分	通信の内容
	閉域IP音声	契約者回線等相互間のIP音声通信及び契
	通信	約者回線等から他契約者回線等又はIP契
		約者回線等への I P音声通信
	加入電話等通	契約者回線等から加入電話等設備に係る電
	信	気通信回線への音声通信
	国際通信	契約者回線等から当社が別に定める協定事
		業者等(電気通信番号計画(令和元年総務省 告示第6号)第5に規定する電気通信番号
		古小弟0万)弟3に就たりる电ス通信番方 を用いて電気通信サービスを提供する電気
		通信事業者) の電気通信回線を介して本邦
		外の国若しくは地域への音声通信
		. ,
(2) 利用料の算定	光電話サービスに係る利用料は、1の通信について、2(料	
	金額) に規定する分数又は秒数までごとに算定します。ただ し、(1)欄に規定する閉域 I P音声通信については、この利用	
(3) 通信時間の測	料はかかりません。 ア 光電話サービスに係る通信時間 ((1) 欄に規定する閉域 I	
定	P音声通信および電気通信番号規則別表第12号に規定す	
, –	る緊急通報に関する電気通信番号(110、118、又は1	
	19に限ります。)をダイヤルして行う音声通信を除きま	
	す。以下同じとします。) は、接続先との通信が確立したこ	
	とを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終	
	了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻まで - (型)(2017年)	
	の経過時間とし、当社の機器により測定します。	
	イ アに規定する通信時間には、光電話サービス契約者以外 の表が、火熱火電話サービス割約に係る割約者同類符合と	
	の者が、当該光電話サービス契約に係る契約者回線等から 行った I P音声通信に係るものを含みます。	
	1]つに「P肯戸通信に係るものを古みます。 ウ 当社の設置した電気通信設備の故障等光電話サービスに	
		責任によらない理由により、接続を打ち切っ
	たときは、2(料金額)に規定する分数又は秒数に満たない	
	端数の通信時	間は、アの通信時間には含みません。

(4) 加入電話等通 信及び国際通信 の適用等

当社は、利用料金を適用するため、契約者回線等からの通信を次のとおり区分します。

区 分	適用する通信
アイ、ウ、エ及びオ	本邦内に設置されている加入電話
以外の場合	等設備への通信
イ 携帯・自動車電話	携帯・自動車電話事業者(電気通信
事業者に着信する	番号規則別表第4号に規定する電
場合	気通信番号を用いて電気通信サー
	ビスを提供する電気通信事業者) の
	電気通信回線への通信
ウ PHS事業者に	PHS事業者 (電気通信番号規則別
着信する場合	表第4号に規定する電気通信番号
	を用いて電気通信サービスを提供
	する電気通信事業者) の電気通信回
	線への通信
エ IP電話事業者	I P電話事業者 (電気通信番号規則
に着信する場合	別表第6号に規定する電気通信番
	号を用いて電気通信サービスを提
	供する電気通信事業者(当社を除
	く。)) の電気通信回線への通信
オ 国際通信となる	本邦外の国若しくは地域への通信
場合	

(5) 当社の機器の 故障等により正 しく算定するこ とができなかっ た場合の料金の 取扱い 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料は、把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額とします。

- (注)「当社が別に定める方法」は、原則として、次のとおり とします。
- ア 過去2ヶ月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった 日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の利用 料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じ て得た額
- イ 過去2ヶ月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった 日前の実績が把握できる期間における1日の平均の利用料 又は故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料の うち低いものの値に、算定できなかった期間の日数を乗じ て得た額

2 料金額

(1)(2)(3)(4)及び(5)以外の場合

単 位	料 金 額	(税込価格)
3分までごとに	7.5円	(8.25円)

(2) 携帯・自動車電話事業者に着信する場合

単 位	料	金	額	(税込価格)
30秒までごとに			9円	(9.9円)

(3) PHS事業者に着信する場合

単 位	料	金	額	(税込価格)
6 0 秒までごとに			10 円	(11 円)
上記の利用料のほかに通信1回ごとに			10円	(11 円)

(4) Ι Ρ電話事業者に着信する場合

単 位	料	金	額	(税込価格)
3分までごとに			8 円	(8.8円)

(5) 国際通信となる場合

		区分	料金額 (60
		取 扱 地 域	秒までごと
			に)
	アジア1	シンガポール共和国、大韓民国、香港	20 円
利	アジア2	台湾、中華人民共和国、フィリピン共和国、マカ	30 円
		才	
用	アジア3	インドネシア共和国、タイ王国、ブルネイ・ダル	48 円
		サラーム国、マレーシア	
料	アジア4	インド、カンボジア王国、スリランカ民主社会主	80 円
		義共和国、朝鮮民主主義人民共和国、ネパール王	
		国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシ	
		ュ人民共和国、東ティモール、ブータン王国、ベ	
		トナム社会主義共和国、ミャンマー連邦、モンゴ	
		ル国、モルディヴ共和国、ラオス人民民主共和国	
	アジア 5	アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン共	90 円
		和国、イスラエル国、イラク共和国、イラン・イス	
		ラム共和国、オマーン国、カタール国、キプロス	
		共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シ	
		リア・アラブ共和国、バーレーン国、ヨルダン・ハ	
		シミテ王国、レバノン共和国	
	アジア6	ディエゴガルシア	255 円
	アメリカ1	アメリカ合衆国 (ハワイを除きます。)、カナダ	8 円
	アメリカ2	英領バージン諸島、サンピエール島・ミクロン島、	40 円
		プエルトリコ、米領バージン諸島、メキシコ合衆	
		玉	

アメリカ3	アルゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティール、グアテマラ共和国、グアドループ島、グレナダ、オランダ領セント・マーチン島、ケイマン諸島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、ジャマイカ、セントビンセント及びレナディーン諸島、モントルシア、タークス及びカイコス諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、ドリニダード・トバゴ共和国、ドミニカ共和国、バナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、バルバドス、フォークランド諸島、ブラジル連邦共和国、フランス領ギアナ、ベネエラ共和国、ベルー共和国、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルチニーク島	32円
アメリカ4	ガイアナ協同共和国、キューバ共和国、スリナム 共和国、セントクリストファー・ネイビス、ハイ チ共和国、パラグアイ共和国、モンセラット	92 円
アメリカ 5	ドミニカ国	260 円
オセアニア1	ハワイ	8円
オセアニア 2	オーストラリア、クリスマス島、グアム、ココス・キーリング諸島、サイパン、ニュージーランド	40 円
オセアニア3	キリバス共和国、クック諸島、サモア独立国、ソロモン諸島、ツバル、トンガ王国、ナウル共和国、ニューカレドニア、ノーフォーク島、パプアニューギニア、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア、米領サモア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦	56 円
オセアニア 4	トケラウ諸島、ニウエ、バヌアツ共和国	64 円
オセアニア 5	ワリス・フテュナ諸島	300円
ヨーロッパ1	イタリア共和国、グレート・ブリテン及び北部ア イルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、バチカ ン市国、フランス共和国	22 円
ヨーロッパ2	アイスランド共和国、アイルランド、アゾレス諸島、アンドラ公国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フィンランド共和国、フェロー諸島、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マディラ諸島、マルタ共和国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国	48円

7 7 20	코딩 : 기기 : 기사되고 코 : 기기 : 1 : 1 : 기기 : 1 : 1 : 1 : 1 : 1 :	C4 III
ヨーロッパ3	アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、ア	64 円
	ルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共	
	和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、	
	キルギス共和国、グルジア、クロアチア共和国、	
	スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア	
	共和国、モンテネグロ共和国、タジキスタン共和	
	国、チェコ共和国、トルクメニスタン、ハンガリ	
	ー共和国、ベラルーシ共和国、ブルガリア共和国、	
	ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、	
	マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ	
	共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ル	
	ーマニア、ロシア連邦	
アフリカ1	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、	72 円
	ウガンダ共和国、ガーナ共和国、ガボン共和国、	
	ギニア共和国、コモロ・イスラム連邦共和国、コ	
	ンゴー共和国、ザンビア共和国、社会主義人民リ	
	ビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共	
	和国、スワジランド王国、赤道ギニア共和国、中	
	央アフリカ共和国、チュニジア共和国、ナミビア	
	共和国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、ボ	
	ツワナ共和国、マイヨット島、南アフリカ共和国、	
	南スーダン共和国、モーリタニア・イスラム共和	
	国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王	
	国、レユニオン	
アフリカ 2	国、レユニオン アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチ	90 円
アフリカ 2		90円
アフリカ2	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチ オピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベ	90円
アフリカ 2	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、	90円
アフリカ2	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボ	90円
アフリカ2	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コンゴー民主共和国、サントメ・	90円
アフリカ 2	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コンゴー民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジ	90円
アフリカ 2	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コンゴー民主共和国、サントメ・	90円
アフリカ 2	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コンゴー民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジ	90円
アフリカ 2	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コンゴー民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セントへレナ島、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チ	90円
アフリカ 2	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コンゴー民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共	90円
アフリカ 2	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コンゴー民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マダガス	90円
アフリカ 2	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コンゴー民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セントへレナ島、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モー	90円
アフリカ 2	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コンゴー民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セントへレナ島、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モロッコリシャス共和国、モザンビーク共和国、モロッコ	90円
アフリカ 2	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コンゴー民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セントへレナ島、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モー	90円
アフリカ 2	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コンゴー民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セントへレナ島、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モロッコリシャス共和国、モザンビーク共和国、モロッコ	90円
	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コンゴー民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国	
アフリカ3	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コンゴー民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セントへレナ島、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国	255 円
アフリカ3	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コンゴー民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国	
アフリカ3 インマルサッ トM	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コンゴー民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セントへレナ島、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モロッコエ国 セーシェル共和国 インマルサットーM(全海域)	255円
アフリカ3 インマルサッ トM インマルサッ	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コンゴー民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セントへレナ島、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国	255 円
アフリカ3 インマルサッ トM	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コンゴー民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セントへレナ島、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モロッコエ国 セーシェル共和国 インマルサットーM(全海域)	255円
アフリカ3 インマルサッ トM インマルサッ トB	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コンゴー民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セントへレナ島、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モロッコエ国 セーシェル共和国 インマルサットーM(全海域)	255円
アフリカ3 インマルサットM インマルサットB インマルサッ	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コンゴー民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セントへレナ島、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国セーシェル共和国 インマルサットーM(全海域)	255円 360円 300円
アフリカ3 インマルサットM インマルサットB インマルサットミニ	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コンゴー民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セントへレナ島、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モロッコ王国セーシェル共和国 インマルサットーM(全海域)	255 円 360 円 300 円 250 円
アフリカ3 インマルサットM インマルサットB インマルサットミニ	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コンゴー民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セントへレナ島、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国セーシェル共和国 インマルサットーM(全海域)	255円 360円 300円

インマルサッ	インマルサットBGAN(全海域)	250 円
トBGAN		
衛星1	イリジウム	600円
衛星2	スラーヤー衛星携帯電話	360 円

第3 相互接続番号案内料

1 適用

相互接続番号案内料の適用については、第61条(相互接続番号案内)及び第62条(相互接続番号案内料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

(III = 5(I) C = (7) (7			
区分	内容		
(1)相互接続番号案内料	相互接続番号案内料は、当社の提供区間と協定事業者の提		
の設定	供区間とを合わせて、当社が設定するものとします。		
(2)相互接続番号案内料	相互接続番号案内料の免除に係る取扱い及び相互接続番		
の免除等の取扱い	号案内料の支払いを要しない場合の取扱いについては、協		
	定事業者の契約約款等の規定に準じて取り扱います。		
(3)その他の取扱い	相互接続番号案内料に係るその他の取扱いについては、利		
	用料に準じて取り扱います。		

2 料金額

区 分	単 位	料金額(税込価格)
相互接続番号案内料	1電気通信番号ごとに	300 円 (330 円)

第4 端末等使用料

1 適用

区 分	内	容
(1) 端末設備の機 器等使用料の適 用	当社は端末設備を提供した場 末等使用料を適用します。	易合に、1の端末設備ごとに端
(2) 端末設備の種 類	当社が提供する端末設備には 種 類 PBXゲートウェイ	t次の種類があります。容内容4または23の同時音声通信可能数を有するもの
	ゲートウェイ接続装置	回線終端装置とPBXゲートウェイを接続するもの

2 料金額

11 32 05		
区分	単位	料金額(月額)
		(税込価格)
PBXゲートウェイ	1台ごとに	2,000円
(アナログインターフェイス)		(2, 200 円)
PBXゲートウェイ	1台ごとに	2,000円
(BRIインターフェイス)		(2, 200 円)
PBXゲートウェイ	1台ごとに	30, 000 円
(PRIインターフェイス)		(33, 000 円)
ゲートウェイ接続装置	1台ごとに	1,000円
		(1, 100 円)

備考

- (ア) PBXゲートウェイ (アナログインターフェイス) 及びPBXゲートウェイ (BRIインターフェイス) は、2台以上設置する場合、2台目以降について、1台ごとに1,300円 (税込1,430円) を減額します。
- (イ) PBXゲートウェイ (PRIインターフェイス) は、第2種光電話サービス契約者 (ただし、STIA契約約款のエコノミータイプ及びビジネス光ネットサービス契約約款 (1 Gb/s, 10 Gb/s) を利用する第2種光電話サービス契約者を除きます。) に限り提供します。
- (ウ) ゲートウェイ接続装置は、1の契約者回線につき1台までとします。

第5 ユニバーサルサービス料

1 適用

区 分	内容
ユニバーサルサービス	当社は1の電気通信番号ごとに2(料金額)に規定する
料の適用	ユニバーサルサービス料(事業法に定める基礎的電気通信
	役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14
	年6月19日総務省令第64号)により算出された額に基
	づき当社が定める料金をいいます。)を適用します。

2 料金額

区分	単位	料金額(月額) (税込価格)
ユニバーサルサービス料	1 電気通信番号又は 1 追加番号ごとに	3円 (3.3円)

第6 付加機能使用料

1 適用

区	分	内 容
付加機 料金の		当社が提供する付加機能を利用した場合、その機能に係る付加機能使用料を適用します。

2 料金額

料	金額				
		区分	単位	料金額	
ア	発信ナ	ンバー表示機能			
光铜	電話サー	- ビス契約に係る契約者回線等へ			
通知	印される	5発信電気通信番号を表示するこ	_	_	
とな	ぶできる	もの			
	(ア)	本サービスは、光電話サービス契	 約者に基本機能。	<u>して提供します。</u> として提供します。	
備	(1)	本サービスの利用に係る細目事項			
考		す。			
		* > > 1 144 144			
1		送機能	1 最复议层亚	₩₩₩ E00 □	
			1電気通信番	税抜額 500 円	
		があらかじめ指定した電気通信 なり動物に転送されば鉄 (字類利	号又は1追加 番号ごとに月	(税込額 550 円)	
御7		を自動的に転送する機能(定額利	番号ことに月 額		
713/1	イ) (ア)	本サービスは、光電話サービス契	16.1	 ます	
	(イ)	転送先として指定できる電気通信		· =	
	(1)	ります。	田 3 (218) 二 正2	MICAL OF STIMEN OF	
	(ウ)	本サービスの利用の請求をした光	電話サービス契約	的者は、当社が別に定	
備	, , ,	めるところにより、あらかじめ、			
考	きます。				
	(エ) 転送した通信に係る利用料は、当社がこの約款に定める利用料によりま				
	す。				
	(オ) 当社は、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任				
	を負いません。				
ウ		報送出機能 (ダイヤルイン)		SVII III III	
		- ビス契約に係る契約者回線等へ	1電気通信番	税抜額 100 円	
,		あった場合に、その電気通信番号	号又は1追加	(税込額 110 円)	
		:号(光電話サービス契約者からの) 当社がその契約者回線等に付与	番号ごとに月		
		ラヨ社がての笑約有回縁寺に刊子 :信番号以外の番号をいいます。以	額		
		ます。)の情報を、その契約者回線			
		れる端末設備に送出する機能			
-,1 ((ア)	本サービスは、光電話サービス契	<u></u> 約者に限り提供〕	L	
	(イ)	光電話サービス契約者は、当社が		/ 0	
	(')	の利用の一時中断の請求をするこ		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
	(ウ)	本サービスにおいて代表機能を利	用している場合に	こは、当社は、光電話	
備		サービス契約者が番号情報送出機	能をその代表機	能を利用しているす	
考		べての光電話サービス契約者で利	用する場合に限り	り提供します。	
	(工)	追加番号により行う通信について	は、当社は、その)追加番号を光電話サ	
		ービス契約者の電気通信番号とみ		, ,	
	(才)	追加番号に関するその他の提供条	件については、電	意気通信番号の場合に	
		準ずるものとします。			

エ	代表機	能			
基	2以上	の電気通信番号について、それら			
本	の電気通信番号を代表とする代表電気通				
機	信番号を定め、その代表電気通信番号に				
能		あった場合に、通信中でないいず			
		の電気通信番号に接続することが			
		ようにする機能			
追	代表	この機能に係る契約者回線等か			
加		ら行う通信について、代表番号	_	_	
機	通知	を着信先の契約者回線等又は着			
能	機能	信先の当社が提供する音声役務			
		に係る電気通信回線又は着信先			
		の電気通信回線に係る相互接続			
		点へ通知する機能			
備考	(ア)	本サービスは、光電話サービス契	約者に限り提供し	します。	
		知りクエスト機能			
		契約に係る契約者回線等へ発信			
		号が通知されない通信に対して、			
		気通信番号を通知してかけ直し	_	_	
	て欲しい旨の案内により自動的に応答する				
もの (定額利用料)					
	(た領利用科)				
	サービスに限る。)に基本機能として提供します。				
備	(1)	当社は、発信電気通信番号を通知	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ましい旨の案内により	
考	(, ,	自動的に応答する通信について、			
		の通信を打ち切ります。		,	
力。迷惑電話擊退機能					
		<u> </u>			
		があらかじめ指定した特定の電			
	気通信番号からの着信に対して、おことわり				
する	する旨の案内により自動的に応答するもの				
	它額利用				
	│				
	())	サービスに限る。)に基本機能とし		こかは知り怪儿电前	
	(イ)	本サービスの利用の請求をした光		約者は 当社が別に定し	
	(1)	めるところにより、あらかじめ、			
備		きます。			
考	(ウ)	当社は、おことわりする旨の案内	マストリ 自動的に	応答する通信につい	
	(/ /	て、着信した時刻から一定時刻経			
	(エ)	当社は、本サービスの利用に伴い		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	, ,	ません。		-1-1 / 1-1-1-2	
	1	-			

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1-1 適用(光電話サービスの第1種光電話サービスのものに係る工事)

一 Ⅰ 週用(光電話サーヒス	の弟「種先電話サービスのものに係る工事)
区分	内容
交換機設定に係る工事	ア 1の電気通信番号に係る交換機の設定工事ごとに
	適用します。ただし、1の申込において、付加機能に
	係る設定など複数の交換機の設定が発生する場合は、
	当社はこれを1の工事として適用します。
	イ 光電話サービス契約に係る申込と、第1種光ネット
	サービス契約に係る申込を同時に申込した場合(1の
	契約者回線等において光電話サービスと第1種光ネ
	ットサービスの提供を受ける場合に限ります。)、当社
	は交換機設定に係る工事費を適用しません。
回線終端装置設置に係る	ア 1の回線終端装置に係る設置工事に適用します。
工事	イ 光電話サービス契約に係る申込と、第1種光ネット
	サービス契約に係る申込を同時に申込した場合(1の
	契約者回線等において光電話サービスと第1種光ネ
	ットサービスの提供を受ける場合に限ります。)、当社
	は回線終端装置設置に係る工事費を適用しません。
端末設備設置及び移転に	ア 1の端末設備の設置及び移転に係る工事ごとに適
係る工事	用します。
	イ ただし、2以上の端末設備を同時に工事する場合、
	1の工事を除く他の工事の部分について、1の工事に
	つき 4,000円(税込 4,400円)を減額します。
契約者回線等の施設に係	ア 1の契約者回線等の施設に係る工事ごとに適用し
る工事費	ます。
	イ 光電話サービス契約に係る申込と第1種光ネット
	サービス契約に係る申込を同時に申込した場合(1の
	契約者回線等において光電話サービスと第1種光ネ
	ットサービスの提供を受ける場合に限ります。)、当社
	は契約者回線等の施設に係る工事費を適用しません。
	ウ 当社は、上記の規定に関わらず、工事の態様等を勘
	案して、その工事費の額を減額して適用することがあ
	ります。
同時音声通信可能数設定	1の同時音声通信可能数の設定工事ごとに同時音声
及び変更に係る工事	通信可能数設定工事費を適用します。
付加機能に係る工事	当社は、光電話サービス契約者からの請求があった場
	合、付加機能の設定に関する工事(一時中断の再利用の
	場合を含みます。)を実施します。

番号移転に係る工事	光電話サービス契約者から光電話サービス契約者が 申込時に保有している電気通信番号(当社が別に定める 協定事業者が総務省から割り当てを受けた電気通信番 号に限ります。)を光電話サービスにおいて使用するこ との請求があった場合、当社は番号移転に係る工事を実 施します。この場合、1の電気通信番号に係る番号移転 工事ごとに適用します。ただし、契約者回線等の移転に 係る場合は本工事費を適用しません。
番号変更に係る工事	光電話サービス契約者からの請求があった場合、当社は電気通信番号の番号変更(変更後の電気通信番号は、当社が総務省から割り当てを受けた電気通信番号に限ります。)に係る工事を実施します。この場合は、1の電気通信番号に係る番号変更工事ごとに適用します。

1-2 適用(光電話サービスの第2種光電話サービスのものに係る工事)

一2 週用(尤電話サービス	の弟と性尤竜話サービスのものに徐る工事)
同時音声通信可能数設定	1の同時音声通信可能数の設定工事ごとに同時音声
及び変更に係る工事	通信可能数設定工事費を適用します。
端末設備設置及び移転に	光電話サービス契約者からの請求があった場合、端末
係る工事	設備の設置及び移転に関する工事(一時中断の再利用の
	場合を含みます。)を実施します。この場合、当社は1
	の端末設備の設置及び移転に関する工事ごとに適用し
	ます。
	ただし、2以上の端末設備を同時に工事する場合、1
	の工事を除く他の工事の部分について、1の工事につき
	4,000円(税込4,400円)を減額します。
付加機能に係る工事	当社は、光電話サービス契約者からの請求があった場
	合、付加機能の設定に関する工事(一時中断の再利用の
	場合を含みます。)を実施します。
利用の一時中断に係る工	光電話サービス又は端末設備の利用の一時中断を行
事	う場合に適用します。
付加機能の利用の一時中	付加機能の利用の一時中断を行う場合に適用します。
断に係る工事	
番号移転に係る工事	光電話サービス契約者から光電話サービス契約者が
	申込時に保有している電気通信番号(当社が別に定める
	協定事業者が総務省から割り当てを受けた電気通信番
	号に限ります。)を光電話サービスにおいて使用するこ
	との請求があった場合、当社は番号移転に係る工事を実
	施します。この場合、1の電気通信番号に係る番号移転
	工事ごとに適用します。ただし、契約者回線等の移転に
	係る場合は本工事費を適用しません。
	(Lorentzer)
番号変更に係る工事	光電話サービス契約者からの請求があった場合、当社
	は電気通信番号の番号変更(変更後の電気通信番号は、
	当社が総務省から割り当てを受けた電気通信番号に限
	ります。)に係る工事を実施します。この場合は、1の
	電気通信番号に係る番号変更工事ごとに適用します。

2-1 料金額(光電話サービスの第1種光電話サービスのものに係る工事)

1 77 业 155	村並領(九电品が こへの第一性九电品が こへのものに係る工事/				
	区 分	単位	工事費の額 (税込価格)		
大協 燃訊	 定に係る工事	1 の電气活信乗品に校	1,000円		
父換機政	上に係る上 事	1の電気通信番号に係			
	Ni mi de mi vi de la cola	る工事ごとに	(1, 100 円)		
回線終端	装置設置に係る工事	1の工事ごとに	7, 000 円		
			(7, 700 円)		
端末設備	設置及び移転に係る工事	1の端末設備に係る工	8,000円		
		事ごとに	(8,800円)		
契約者回	線等の施設に係る工事	1の工事ごとに	15,000円		
			(16, 500 円)		
同時音声	通信可能数設定及び変更	1の同時音声通信可能	500 円		
に係る工	事	数設定に係る工事ごと	(550円)		
		12			
付加機	番号情報送出機能に係	1電気通信番号又は1	500円		
能に係	る工事	追加番号ごとに	(550円)		
る工事	代表機能に係る工事	1 代表電気通信番号ご	1,500円		
		とに	(1,650円)		
	代表番号通知機能に係	1 代表電気通知番号ご	1,000円		
	る工事	とに	(1, 100 円)		
	電話転送機能に係る工	1電気通信番号又は1	1,000円		
	事	追加番号ごとに	(1, 100 円)		
番号移転	に係る工事	1の電気通信番号に係	2,000円		
		る工事ごとに	(2, 200 円)		
番号変更	に係る工事	1の電気通信番号に係	2,000円		
		る工事ごとに	(2, 200 円)		
1					

備考

上記工事に伴い、特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。

- 1 上記の工事に伴い、引込柱以降において建柱、配管工事、管路工事又は管路引込み工事など特別な工事を要する場合には、実費を支払っていただきます。
- 2 第7条に定める回線終端装置の設置位置と異なる場所に設置することを光電話サービス契約者が希望される場合には、その工事に要した費用を支払っていただくことがあります。

2-2 料金額 (光電話サービスの第2種光電話サービスのものに係る工事)

同時音声通	信可能数設定及び変更	1の同時音声通信可能	500 円
に係る工事		数設定に係る工事ごと	(550円)
		に	
端末設備設	置及び移転に係る工事	1の端末設備に係る工	8,000円
		事ごとに	(8,800円)
付加機能	番号情報送出機能に	1電気通信番号又は1	500 円
に係る工	係る工事	追加番号ごとに	(550円)
事	代表機能に係る工事	1 代表電気通信番号ご	1,500円
		とに	(1,650円)
	代表番号通知機能に	1 代表電気通知番号ご	1,000円
	係る工事	とに	(1, 100 円)

電話転送機能に係る	1電気通信番号又は1	1,000円
工事	追加番号ごとに	(1, 100)
利用の一時中断に係る工事	1の工事ごとに	4,000円
		(4, 400 円)
付加機能の利用の一時中断に係る	1の工事ごとに	1,000円
工事		(1, 100 円)
番号移転に係る工事	1の電気通信番号に係	2,000円
	る工事ごとに	(2, 200 円)
番号変更に係る工事	1の電気通信番号に係	2,000円
	る工事ごとに	(2, 200 円)

備考

上記工事に伴い、特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。

- 1 上記の工事に伴い、引込柱以降において建柱、配管工事、管路工事又は管路引込み工事など特別な工事を要する場合には、実費を支払っていただきます。
- 2 第7条に定める回線終端装置の設置位置と異なる場所に設置することを光電話 サービス契約者が希望される場合には、その工事

に要した費用を支払っていただくことがあります。

第3表 手続きに関する料金

料金種別	単位	料金額
		(税込価格)
契約事務手数料	1の光電話サービス	2,000 円
	契約ごとに	(2, 200 円)

備考

- (ア) 光電話サービス契約に係る申込と、第1種光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合(1の契約者回線等において光電話サービスと第1種光ネットサービスの提供を受ける場合に限ります。)、当社は契約事務に係る手数料をいただきません。
- (イ) 光電話サービスの第2種光電話サービス契約者は、契約事務に係る手数 料をいただきません。
- (ウ) 上記の他、当社の判断により、契約事務に係る手数料をいただかない場合があります。

第4表 附帯サービスに関する料金

第1 発行料

区 分	単 位	料金額 (税込価格)
料金請求書等発行料	1料金請求書等の発行ごとに	無料
通話明細書発行料	1 通話明細書の発行ごとに	500円 (550円)
支払い証明書等発行料	1支払い証明書等の発行ごとに	300円 (330円)

備考

- (ア) 当社は、料金請求書等を1の光電話サービス契約ごとに発行します。
- (イ) 当社は、通話明細書を1の光電話サービス契約ごとに発行します。
- (ウ) 当社は、支払い証明書等を1の光電話サービス契約ごとに発行します。
- (エ) 支払い証明書等について、光電話サービス契約に係る申込と、第1種光ネットサービス契約及び第2種光ネットサービスに係る申込をした場合(1の契約者回線等において光電話サービスと第1種光ネットサービスまたは第2種光ネットサービスの提供を受ける場合に限ります。)、当社は当該発行料をいただきません。

第2 電話帳掲載料

区分	単位	料金額(税込価格)
電話帳掲載料	電話帳発行の都度 1 掲載ごとに	500円 (550円)

別表

別 表 光電話サービスにおける基本的な技術的事項

光電話サービス 第1種光電話サービス

区 分	インタフェース条件
電話	アナログ電話 (4ポート) (RJ-11 6ピンモジュラーコネクタ)
	ISDN電話BRI (2ポート) 8ピンコネクタ (ISO準拠IS8877準拠)
LAN	IEEE802.3 準拠 100BASE-TX 又は 10BASE-T (ISO 8877 準拠 RJ-45 8ピンモジュラーコネクタ)

光電話サービス 第2種光電話サービス

区分	インタフェース条件
電話	アナログ電話 (4ポート) (RJ-11 6ピンモジュラーコネクタ)
	·
	ISDN電話BRI (2ポート)
	8ピンコネクタ(ISO準拠IS8877準拠)
	ISDN電話PRI (1ポート)
	8ピンコネクタ(ISO準拠IS10173準拠)
LAN	IEEE802.3 準拠 1000BASE-T、100BASE-TX 又は 10BASE-T (ISO 8877 準拠 RJ-45 8ピンモジュラーコネクタ)

附則

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2006年10月18日から実施します。

(特例措置)

- 2 2006年10月18日から2007年1月31日までの間に光電話サービス契約の 申込みを行い、かつ光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の 特例措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費を0円とします。
 - (2) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う契約事務手数料を0円とします。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2007年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2007年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2007年5月7日から実施します。

- 2 2007年5月7日から2007年7月31日までの間に光電話サービス契約の申込みを行い、かつ光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費を松山市に限り0円とします
 - (2) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う契約事務手数料を松山市に限り0円 とします。

(経過措置)

3 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2007年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2007年9月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2007年12月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2008年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2008年1月21日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2008年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2008年8月11日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2009年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2009年2月1日から2009年3月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ光ネットサービスと光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、付加機能に係る工事 費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2009年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2009年5月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2009年6月19日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2009年6月19日から2009年7月31日までの間に光ネットサービス契約の 申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ光ネットサービスと光電話サ ービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、付加機能に係る工事費 並びに番号移転に係る工事費を0円とします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2009年8月3日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 2009年8月3日から2009年9月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ光ネットサービスと光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、付加機能に係る工事 費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2009年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2009年10月1日から2009年11月30日までの間に光ネットサービス契約 の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ光ネットサービスと光電話 サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、付加機能に係る工事費 並びに番号移転に係る工事費を0円とします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2009年12月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2009年12月1日から2010年1月31日までの間に光ネットサービス契約の 申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ光ネットサービスと光電話サ ービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2010年1月4日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2010年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2010年2月1日から2010年3月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ光ネットサービスと光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2010年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2010年4月1日から2010年5月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ光ネットサービスと光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2010年6月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 2010年6月1日から2010年7月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ光ネットサービスと光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2010年8月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2010年8月1日から2010年9月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ光ネットサービスと光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2010年8月23日から実施します。 提供区域における新居浜市、伊予郡松前町、四国中央市のエリアについては当社が後日 定める日より適用します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2010年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2010年10月1日から2010年11月30日までの間に光ネットサービス契約 の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ光ネットサービスと光電話 サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2010年10月15日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2010年11月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2010年12月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2010年12月1日から2011年1月31日までの間に光ネットサービス契約の 申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ光ネットサービスと光電話サ ービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2011年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 2011年1月1日から2011年3月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ光ネットサービスと光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事 費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係 る工事費を東かがわ市に限り0円とします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2011年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2011年2月1日から2011年3月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ光ネットサービスと光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2011年2月27日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2011年4月1日から実施します。 第2種光電話サービスの提供区域における東かがわ市、西条市、西予市、八幡浜市、 喜多郡内子町、西宇和郡伊方町のエリアについては当社が後日定める日より適用します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 2011年4月1日から2011年5月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ光ネットサービスと光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 4 東かがわ市の提供区域において、2011年4月1日から2011年5月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ光ネットサービスと光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者に限り、次の特例措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る

工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番 号移転に係る工事費を0円とします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2011年6月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2011年6月1日から2011年7月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ光ネットサービスと光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、付加機能に係る工事費 並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 4 東かがわ市の提供区域において、2011年6月1日から2011年7月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ光ネットサービスと光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者に限り、次の特例措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る 工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番 号移転に係る工事費を0円とします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2011年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2011年8月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

3 2011年8月1日から2011年9月30日までの間に光ネットサービス契約の申 込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ光ネットサービスと光電話サー ビスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。

- (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、付加機能に係る工事費 並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 4 東かがわ市の提供区域において、2011年8月1日から2011年9月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ光ネットサービスと光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者に限り、次の特例措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る 工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番 号移転に係る工事費を0円とします。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2011年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2011年10月1日から2011年11月30日までの間に光ネットサービス契約 の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ光ネットサービスと光電話 サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、付加機能に係る工事費 並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 4 東かがわ市の提供区域において、2011年10月1日から2011年11月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ光ネットサービスと光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者に限り、次の特例措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る 工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番 号移転に係る工事費を0円とします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2011年11月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2011年12月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2011年12月1日から2012年1月31日までの間に光ネットサービス契約の 申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ光ネットサービスと光電話サ ービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 4 東かがわ市の提供区域において、2011年12月1日から2012年1月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ光ネットサービスと光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者に限り、次の特例措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2011年12月16日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2012年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2012年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 2012年2月1日から2012年3月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ光ネットサービスと光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 4 東かがわ市の提供区域において、2012年2月1日から2012年3月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ光ネットサービスと光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者に限り、次の特例措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2012年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2012年4月1日から2012年6月30日までの間に第1種光ネットサービス契約の申込みと第1種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第1種光ネットサービスと第1種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1)第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2012年4月2日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

3 2012年4月2日から2012年6月30日までの間に第2種光ネットサービス契約(STIA契約約款のエコノミータイプ及びお仕事ピカラ300タイプを利用するものに限ります。)の申込みと第2種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第2種光ネットサービス(STIA契約約款のエコノミータイプ及びお仕事ピカラ300タイプを利用するものに限ります。)と第2種光電話サービスの提供を開始した光電話サービ

ス契約者には次の特例措置を実施します。

- (1)第2種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 4 2012年4月2日から当社が別途公示するまでの間に第1種光電話サービスの契約を解除または当社が別途定める光電話サービス契約約款に基づく契約者(2012年4月2日以降も契約が成立しているものに限ります。)が光電話サービスの契約を解除した上で、第2種光電話サービス(ただし、第2種光ネットサービスにおいてSTIA契約約款のエコノミータイプ及びお仕事ピカラ300タイプを利用するものに限ります。)の契約申込みを行った場合には、次の特例措置を実施します。
 - (1) 提供開始日が含まれる月の月額料金はいただきません。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2012年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 2012年7月1日から2012年9月30日までの間に第1種光ネットサービス契約の申込みと第1種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第1種光ネットサービスと第1種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、付加機能に係る工事費 並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 4 東かがわ市の提供区域において、2012年7月1日から2012年9月30日までの間に第1種光ネットサービス契約の申込みと第1種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第1種光ネットサービスと第1種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者に限り、次の特例措置を実施します。
 - (1)第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 5 2012年7月1日から2012年9月30日までの間に第2種光ネットサービス契約(STIA契約約款のエコノミータイプ及びお仕事ピカラ300タイプを利用するものに限ります。)の申込みと第2種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第2種光ネットサービス(STIA契約約款のエコノミータイプ及びお仕事ピカラ300タイプを利用するものに限ります。)と第2種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1)第2種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、付加機能に係る工事費 並びに番号移転に係る工事費を0円とします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2012年8月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2012年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 2012年10月1日から2012年12月31日までの間に第1種光ネットサービス契約の申込みと第1種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第1種光ネットサービスと第1種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費を0円とします。
- 4 2012年10月1日から2013年3月31日までの間に第1種光ネットサービス 契約の申込みと第1種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第1種光ネット サービスと第1種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例 措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、付加機能に係る工事費 並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 5 東かがわ市の提供区域において、2012年10月1日から2013年3月31日までの間に第1種光ネットサービス契約の申込みと第1種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第1種光ネットサービスと第1種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者に限り、次の特例措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 6 2012年10月1日から2012年12月31日までの間に第2種光ネットサービ

ス契約(STIA契約約款のエコノミータイプ及びお仕事ピカラ300タイプを利用するものに限ります。)の申込みと第2種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第2種光ネットサービス(STIA契約約款のエコノミータイプ及びお仕事ピカラ300タイプを利用するものに限ります。)と第2種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。

- (1)第2種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費を0円とします。
- 7 2012年10月1日から2013年3月31日までの間に第2種光ネットサービス 契約(STIA契約約款のエコノミータイプ及びお仕事ピカラ300タイプを利用するも のに限ります。)の申込みと第2種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第 2種光ネットサービス(STIA契約約款のエコノミータイプ及びお仕事ピカラ300タ イプを利用するものに限ります。)と第2種光電話サービスの提供を開始した光電話サー ビス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1)第2種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、付加機能に係る工事費 並びに番号移転に係る工事費を0円とします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2012年11月1日から実施します。 第1種光電話サービスの提供区域における土佐市については2012年12月1日から提供し、さぬき市については2013年6月1日から提供します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2012年11月1日から当社が別途公示するまでの間に当社が別途定める光電話サービス(ピカラおえ)契約約款、光電話サービス(ピカラよさこい)契約約款及び光電話サービス(さぬき市限定)契約約款に基づく契約者(2012年11月1日以降も契約が成立しているものに限ります。)が光電話サービスの契約を解除した上で、第2種光電話サービス(ただし、第2種光ネットサービスにおいてSTIA契約約款のエコノミータイプ及びお仕事ピカラ300タイプを利用するものに限ります。)の契約申込みを行った場合には、次の特例措置を実施します。
 - (1) 提供開始日が含まれる月の月額料金はいただきません。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2013年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなか

った電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 さぬき市、吉野川市および土佐市の提供区域において、2013年1月1日から2013年3月31日までの間に第1種光ネットサービス契約の申込みと第1種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第1種光ネットサービスと第1種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 4 さぬき市、吉野川市および土佐市の提供区域において、2013年1月1日から2013年3月31日までの間に第2種光ネットサービス契約(STIA契約約款のエコノミータイプ及びお仕事ピカラ300タイプを利用するものに限ります。)の申込みと第2種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第2種光ネットサービス(STIA契約約款のエコノミータイプ及びお仕事ピカラ300タイプを利用するものに限ります。)と第2種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1)第2種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2013年3月15日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2013年3月15日から当社が別途公示するまでの間に当社が別途定める光電話サービス(ピカラ香南)契約約款、光電話サービス(ピカラUCAT)契約約款、光電話サービス(ピカラ西予)契約約款及び光電話サービス(ピカラ八西)契約約款に基づく契約者(2013年3月15日以降も契約が成立しているものに限ります。)が光電話サービスの契約を解除した上で、第2種光電話サービス(ただし、第2種光ネットサービスにおいてSTIA契約約款のエコノミータイプ及びお仕事ピカラ300タイプを利用するものに限ります。)の契約申込みを行った場合には、次の特例措置を実施します。
 - (1) 提供開始日が含まれる月の月額料金はいただきません。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2013年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 2013年4月1日から2013年6月30日までの間に第1種光ネットサービス契約の申込みと第1種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第1種光ネットサービスと第1種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費を0円とします。
- 4 2013年4月1日から2013年9月30日までの間に第1種光ネットサービス契約の申込みと第1種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第1種光ネットサービスと第1種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、付加機能に係る工事費 並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 5 東かがわ市の提供区域において、2013年4月1日から2013年9月30日までの間に第1種光ネットサービス契約の申込みと第1種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第1種光ネットサービスと第1種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者に限り、次の特例措置を実施します。
 - (1)第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 6 2013年4月1日から2013年6月30日までの間に第2種光ネットサービス契約(STIA契約約款のエコノミータイプ及びお仕事ピカラ300タイプを利用するものに限ります。)の申込みと第2種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第2種光ネットサービス(STIA契約約款のエコノミータイプ及びお仕事ピカラ300タイプを利用するものに限ります。)と第2種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1)第2種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費を0円とします。
- 7 2013年4月1日から2013年9月30日までの間に第2種光ネットサービス契約(STIA契約約款のエコノミータイプ及びお仕事ピカラ300タイプを利用するものに限ります。)の申込みと第2種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第2種光ネットサービス(STIA契約約款のエコノミータイプ及びお仕事ピカラ300タイプを利用するものに限ります。)と第2種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 第2種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、付加機能に係る工事費

並びに番号移転に係る工事費を0円とします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2013年4月15日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2013年5月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2013年5月1日から当社が別途公示するまでの間に当社が別途定める光電話サービス(ピカラKBC)契約約款、光電話サービス(ピカラテレビあなん)契約約款、光電話サービス(ピカラTLCATV)契約約款、光電話サービス(ピカラTLCATV)契約約款、光電話サービス(ピカラTLCATV)契約約款、光電話サービス(ピカラCUEtv)契約約款に基づく契約者(2013年5月1日以降も契約が成立しているものに限ります。)が光電話サービスの契約を解除した上で、第2種光電話サービス(ただし、第2種光ネットサービスにおいてSTIA契約約款のエコノミータイプ及びお仕事ピカラ300タイプを利用するものに限ります。)の契約申込みを行った場合には、次の特例措置を実施します。
 - (1) 提供開始日が含まれる月の月額料金はいただきません。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2013年5月15日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

3 2013年5月15日から当社が別途公示するまでの間に当社が別途定める光電話サービス(ピカラMCB)契約約款に基づく契約者(2013年5月15日以降も契約が成立しているものに限ります。)が光電話サービスの契約を解除した上で、第2種光電話サ

ービス(ただし、第2種光ネットサービスにおいてSTIA契約約款のエコノミータイプ及びお仕事ピカラ300タイプを利用するものに限ります。)の契約申込みを行った場合には、次の特例措置を実施します。

(1) 提供開始日が含まれる月の月額料金はいただきません。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2013年8月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2013年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 2013年10月1日から2014年3月31日までの間に第1種光ネットサービス 契約の申込みと第1種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第1種光ネット サービスと第1種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例 措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 4 2013年10月1日から2014年3月31日までの間に第2種光ネットサービス 契約(STIA契約約款のエコノミータイプ及びお仕事ピカラ300タイプを利用するも のに限ります。)の申込みと第2種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第 2種光ネットサービス(STIA契約約款のエコノミータイプ及びお仕事ピカラ300タ イプを利用するものに限ります。)と第2種光電話サービスの提供を開始した光電話サー ビス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1)第2種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2013年11月8日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2013年12月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2013年12月1日から2014年3月31日までの間に第2種光ネットサービス 契約(STIA契約約款のお仕事ピカラ1Gタイプを利用するものに限ります。)の申込 みと第2種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第2種光ネットサービス (STIA契約約款のお仕事ピカラ1Gタイプを利用するものに限ります。)と第2種光 電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1)第2種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2014年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 2014年2月1日から当社が別途公示するまでの間に当社が別途定める光電話サービス(ピカラswan)契約約款に基づく契約者(2014年2月1日以降も契約が成立しているものに限ります。)が光電話サービスの契約を解除した上で、第2種光電話サービス(ただし、第2種光ネットサービスにおいてSTIA契約約款のお仕事ピカラ1Gタイプを利用するものに限ります。)の契約申込みを行った場合には、次の特例措置を実施します。
 - (1) 提供開始日が含まれる月の月額料金はいただきません。

(実施期日)

1 この約款は、2014年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2014年4月1日から2014年9月30日までの間に第1種光ネットサービス契約の申込みと第1種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第1種光ネットサービスと第1種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 4 2014年4月1日から2014年9月30日までの間に第2種光ネットサービス契約(STIA契約約款のお仕事ピカラ1Gタイプを利用するものに限ります。)の申込みと第2種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第2種光ネットサービス(STIA契約約款のお仕事ピカラ1Gタイプを利用するものに限ります。)と第2種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1)第2種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2014年6月20日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 2014年6月20日から当社が別途公示するまでの間に当社が別途定める光電話サービス(ピカラなか)契約約款及び光電話サービス(ピカラ東阿波)契約約款に基づく契約者(2014年6月20日以降も契約が成立しているものに限ります。)が光電話サービスの契約を解除した上で、第2種光電話サービス(ただし、第2種光ネットサービスにおいてSTIA契約約款のお仕事ピカラ1Gタイプを利用するものに限ります。)の契約申込みを行った場合には、次の特例措置を実施します。
 - (1) 提供開始日が含まれる月の月額料金はいただきません。

(実施期日)

1 この約款は、2014年7月1日から実施します。 光電話サービスの提供区域における中土佐町については2014年8月1日から提供 します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2014年7月1日から当社が別途公示するまでの間に当社が別途定める光電話サービス(ピカラ中土佐)契約約款に基づく契約者(2014年7月1日以降も契約が成立しているものに限ります。)が光電話サービスの契約を解除した上で、第2種光電話サービス(ただし、第2種光ネットサービスにおいてSTIA契約約款のお仕事ピカラ1Gタイプを利用するものに限ります。)の契約申込みを行った場合には、次の特例措置を実施します。
 - (1) 提供開始日が含まれる月の月額料金はいただきません。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2014年8月1日から実施します。 光電話サービスの提供区域における大月町および第1種光電話サービスの提供区域に おける四万十市については2015年5月1日から提供します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2014年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

3 2014年10月1日から2015年3月31日までの間に第1種光ネットサービス 契約の申込みと第1種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第1種光ネット サービスと第1種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例 措置を実施します。

- (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 4 2014年10月1日から2015年3月31日までの間に第2種光ネットサービス 契約(STIA契約約款のお仕事ピカラ1Gタイプを利用するものに限ります。)の申込 みと第2種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第2種光ネットサービス (STIA契約約款のお仕事ピカラ1Gタイプを利用するものに限ります。)と第2種光 電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1)第2種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。

(実施期日)

1 この約款は、2015年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2015年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 2015年4月1日から2015年9月30日までの間に第1種光ネットサービス契約の申込みと第1種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第1種光ネットサービスと第1種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 4 2015年4月1日から2015年9月30日までの間に第2種光ネットサービス契約(STIA契約約款のお仕事ピカラ1Gタイプを利用するものに限ります。)の申込みと第2種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第2種光ネットサービス(STIA契約約款のお仕事ピカラ1Gタイプを利用するものに限ります。)と第2種光電話

サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1)第2種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2015年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2015年7月15日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2015年7月15日から当社が別途公示するまでの間に当社が別途定める光電話サービス(ピカラICK)契約約款に基づく契約者(2015年7月15日以降も契約が成立しているものに限ります。)が光電話サービスの契約を解除した上で、第2種光電話サービス(ただし、第2種光ネットサービスにおいてSTIA契約約款のお仕事ピカラ1Gタイプを利用するものに限ります。)の契約申込みを行った場合には、次の特例措置を実施します。
 - (1) 提供開始日が含まれる月の月額料金はいただきません。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2015年8月1日から実施します。光電話サービスの提供区域における鳴門市および三木町については2015年10月1日から提供します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

3 2015年8月1日から当社が別途公示するまでの間に当社が別途定める光電話サービス(ピカラ鳴門)契約約款に基づく契約者(2015年8月1日以降も契約が成立しているものに限ります。)が光電話サービスの契約を解除した上で、第2種光電話サービス(た

だし、第2種光ネットサービスにおいてSTIA契約約款のお仕事ピカラ1Gタイプを利用するものに限ります。)の契約申込みを行った場合には、次の特例措置を実施します。

(1) 提供開始日が含まれる月の月額料金はいただきません。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2015年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2015年10月1日から2016年3月31日までの間に第1種光ネットサービス 契約の申込みと第1種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第1種光ネット サービスと第1種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例 措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 4 2015年10月1日から2016年3月31日までの間に第2種光ネットサービス 契約(STIA契約約款のお仕事ピカラ1Gタイプを利用するものに限ります。)の申込 みと第2種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第2種光ネットサービス (STIA契約約款のお仕事ピカラ1Gタイプを利用するものに限ります。)と第2種光 電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1)第2種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2015年10月19日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2015年11月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2016年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2016年4月1日から2016年9月30日までの間に第1種光ネットサービス契約の申込みと第1種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第1種光ネットサービスと第1種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 4 2016年4月1日から2016年9月30日までの間に第2種光ネットサービス契約(STIA契約約款のお仕事ピカラ1Gタイプを利用するものに限ります。)の申込みと第2種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第2種光ネットサービス(STIA契約約款のお仕事ピカラ1Gタイプを利用するものに限ります。)と第2種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1)第2種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2016年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2016年8月1日から実施します。 光電話サービスの提供区域における阿波市については、2017年4月1日から提供しま す。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2016年8月1日から当社が別途公表するまでの間に当社が別途定める光電話サービス(ピカラあわ)契約約款に基づく契約者(2016年8月1日以降も契約が成立しているものに限ります。)が光電話サービスの契約を解除した上で、第2種光電話サービス(ただし、第2種光ネットサービスにおいてSTIA契約約款のお仕事ピカラ1Gタイプを利用するものに限ります。)の契約申込みを行った場合には、次の特例措置を実施します。
 - (1) 提供開始日が含まれる月の月額料金はいただきません。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2016年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 2016年10月1日から2017年3月31日までの間に第1種光ネットサービス 契約の申込みと第1種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第1種光ネット サービスと第1種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例 措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 4 3の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の第1種光電話サービス契約者が、過去の第1種光電話サービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に過去と同一場所での利用を目的に第1種光電話サービス申込を行った場合。
- 5 2016年10月1日から2017年3月31日までの間に第2種光ネットサービス 契約(STIA契約約款のお仕事ピカラ1Gタイプを利用するものに限ります。)の申込 みと第2種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第2種光ネットサービス (STIA契約約款のお仕事ピカラ1Gタイプを利用するものに限ります。)と第2種光 電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。

- (1)第2種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 6 5の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の第2種光電話サービス契約者が、過去の第2種光電話サービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に過去と同一場所での利用を目的に第2種光電話サービス申込を行った場合。

(実施期日)

1 この約款は、2017年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2017年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 2017年4月1日から2017年9月30日までの間に第1種光ネットサービス契約の申込みと第1種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第1種光ネットサービスと第1種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 4 3の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の第1種光電話サービス契約者が、過去の第1種光電話サービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に過去と同一場所での利用を目的に第1種光電話サービス申込を行った場合。
- 5 2017年4月1日から2017年9月30日までの間に第2種光ネットサービス 契約(STIA契約約款のお仕事ピカラ1Gタイプを利用するものに限ります。)の申込 みと第2種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第2種光ネットサービス (STIA契約約款のお仕事ピカラ1Gタイプを利用するものに限ります。)と第2種光 電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。

- (1)第2種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 6 5の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の第2種光電話サービス契約者が、過去の第2種光電話サービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に過去と同一場所での利用を目的に第2種光電話サービス申込を行った場合。

(実施期日)

1 この約款は、2017年7月1日から実施します。ただし、光電話サービスの提供区域 における観音寺市(第1種サービスに限ります。)については、2017年10月1日以 降から提供します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2017年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 2017年10月1日から2018年3月31日までの間に第1種光ネットサービス 契約の申込みと第1種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第1種光ネット サービスと第1種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例 措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 4 3の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の第1種光電話サービス契約者が、過去の第1種光電話サービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に過去と同一場所での利用を目的に第1種光電話サービス申込を行った場合。
- 5 2017年10月1日から2018年3月31日までの間に第2種光ネットサービス 契約(STIA契約約款のお仕事ピカラ1Gタイプを利用するものに限ります。)の申込 みと第2種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第2種光ネットサービス

- (STIA契約約款のお仕事ピカラ1Gタイプを利用するものに限ります。)と第2種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1)第2種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 6 5の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の第2種光電話サービス契約者が、過去の第2種光電話サービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に過去と同一場所での利用を目的に第2種光電話サービス申込を行った場合。

(実施期日)

1 この約款は、2018年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2018年3月1日から実施します。ただし、光電話サービスの提供区域における坂出市(第1種サービスに限ります。)については、2018年4月1日以降から提供します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2018年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

3 2018年4月1日から2018年9月30日までの間に第1種光ネットサービス契約の申込みと第1種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第1種光ネットサービスと第1種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措

置を実施します。

- (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 4 3の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の第1種光電話サービス契約者が、過去の第1種光電話サービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に過去と同一場所での利用を目的に第1種光電話サービス申込を行った場合。
- 5 2018年4月1日から2018年9月30日までの間に第2種光ネットサービス 契約(STIA契約約款のお仕事ピカラ1Gタイプを利用するものに限ります。)の申込 みと第2種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第2種光ネットサービス (STIA契約約款のお仕事ピカラ1Gタイプを利用するものに限ります。)と第2種光 電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1)第2種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 6 5の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の第2種光電話サービス契約者が、過去の第2種光電話サービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に過去と同一場所での利用を目的に第2種光電話サービス申込を行った場合。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2018年7月20日から実施します。ただし、光電話サービスの提供区域における長岡郡(大豊町)については、2019年1月1日以降から提供します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2018年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

3 2018年10月1日から2019年3月31日までの間に第1種光ネットサービス 契約の申込みと第1種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第1種光ネット サービスと第1種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例 措置を実施します。

- (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 4 3の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の第1種光電話サービス契約者が、過去の第1種光電話サービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に過去と同一場所での利用を目的に第1種光電話サービス申込を行った場合。
- 5 2018年10月1日から2019年3月31日までの間に第2種光ネットサービス 契約(STIA契約約款のお仕事ピカラ1Gタイプを利用するものに限ります。)の申込 みと第2種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第2種光ネットサービス (STIA契約約款のお仕事ピカラ1Gタイプを利用するものに限ります。)と第2種光 電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1)第2種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 6 5の特例措置は、以下の場合は適用されません。
- (1)過去の第2種光電話サービス契約者が、過去の第2種光電話サービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に過去と同一場所での利用を目的に第2種光電話サービス申込を行った場合。

(実施期日)

1 この約款は、2019年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 2019年4月1日から2019年9月30日までの間に第1種光ネットサービス契約の申込みと第1種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第1種光ネットサービスと第1種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 4 3の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の第1種光電話サービス契約者が、過去の第1種光電話サービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に過去と同一場所での利用を目的に第1種光電話サービス申込を行った場合。
- 5 2019年4月1日から2019年9月30日までの間に第2種光ネットサービス 契約(STIA契約約款のお仕事ピカラ1Gタイプを利用するものに限ります。)の申込 みと第2種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第2種光ネットサービス

- (STIA契約約款のお仕事ピカラ1Gタイプを利用するものに限ります。)と第2種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1)第2種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 6 5の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の第2種光電話サービス契約者が、過去の第2種光電話サービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に過去と同一場所での利用を目的に第2種光電話サービス申込を行った場合。

(実施期日)

1 この約款は、2019年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2019年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 2019年10月1日から2020年3月31日までの間に第1種光ネットサービス 契約の申込みと第1種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第1種光ネット サービスと第1種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例 措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 4 3の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の第1種光電話サービス契約者が、過去の第1種光電話サービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に過去と同一場所での利用を目的に第1種光電話サービス申込を行った場合。
- 5 2019年10月1日から2020年3月31日までの間に第2種光ネットサービス 契約(STIA契約約款のお仕事ピカラ1Gタイプを利用するものに限ります。)の申込 みと第2種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第2種光ネットサービス (STIA契約約款のお仕事ピカラ1Gタイプを利用するものに限ります。)と第2種光 電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。

- (1)第2種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 6 5の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の第2種光電話サービス契約者が、過去の第2種光電話サービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に過去と同一場所での利用を目的に第2種光電話サービス申込を行った場合。

(実施期日)

1 この約款は、2019年11月15日から実施します。ただし、光電話サービスの提供 区域における松山市(久谷町)および伊予郡(砥部町)については、2020年1月1日 以降から提供します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2020年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2020年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 2020年4月1日から2020年9月30日までの間に第1種光ネットサービス契約の申込みと第1種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第1種光ネットサービスと第1種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 4 3の特例措置は、以下の場合は適用されません。

- (1)過去の第1種光電話サービス契約者が、過去の第1種光電話サービス契約終了時点から 6 ヶ月未満の期間に過去と同一場所での利用を目的に第1種光電話サービス申込を行った場合。
- 5 2020年4月1日から2020年9月30日までの間に第2種光ネットサービス契約(STIA契約約款のお仕事ピカラ1Gタイプを利用するものに限ります。)の申込みと第2種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第2種光ネットサービス(STIA契約約款のお仕事ピカラ1Gタイプを利用するものに限ります。)と第2種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1)第2種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 6 5の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の第2種光電話サービス契約者が、過去の第2種光電話サービス契約終了時点から 6 ヶ月未満の期間に過去と同一場所での利用を目的に第2種光電話サービス申込を行った場合。

(実施期日)

1 この約款は、2020年5月11日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2020年9月30日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 2020年10月1日から2021年3月31日までの間に第1種光ネットサービス 契約の申込みと第1種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第1種光ネット サービスと第1種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例 措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 4 3の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の第1種光電話サービス契約者が、過去の第1種光電話サービス契約終了時点から 6 ヶ月未満の期間に過去と同一場所での利用を目的に第1種光電話サービス申込を

行った場合。

- 5 2020年10月1日から2021年3月31日までの間に第2種光ネットサービス 契約(STIA契約約款のお仕事ピカラ1Gタイプを利用するものに限ります。)の申込 みと第2種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第2種光ネットサービス (STIA契約約款のお仕事ピカラ1Gタイプを利用するものに限ります。)と第2種光 電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1)第2種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 6 5の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の第2種光電話サービス契約者が、過去の第2種光電話サービス契約終了時点から 6 ヶ月未満の期間に過去と同一場所での利用を目的に第2種光電話サービス申込を行った場合。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2020年11月1日から実施します。ただし、光電話サービスの提供区域における高岡郡(越知町)については、2021年3月1日以降から提供します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2021年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2021年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 改正日2020年11月1日の附則第1項実施期日の、提供区域における高岡郡(越知町)の光電話サービスの提供開始について、「2021年4月1日以降」を「2021年3月1日以降」に改めます。

(実施期日)

1 この約款は、2021年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2021年4月1日から2021年9月30日までの間に第1種光ネットサービス契約の申込みと第1種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第1種光ネットサービスと第1種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 4 3の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の第1種光電話サービス契約者が、過去の第1種光電話サービス契約終了時点から 6 ヶ月未満の期間に過去と同一場所での利用を目的に第1種光電話サービス申込を行った場合。
- 5 2021年4月1日から2021年9月30日までの間に第2種光ネットサービス契約(STIA契約約款のお仕事ピカラ1Gタイプを利用するものに限ります。)の申込みと第2種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第2種光ネットサービス(STIA契約約款のお仕事ピカラ1Gタイプを利用するものに限ります。)と第2種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1)第2種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 6 5の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の第2種光電話サービス契約者が、過去の第2種光電話サービス契約終了時点から 6 ヶ月未満の期間に過去と同一場所での利用を目的に第2種光電話サービス申込を行った場合。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2021年6月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(実施期日)

1 この約款は、2021年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電 気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2021年10月1日から2022年3月31日までの間に第1種光ネットサービス契約の申込みと第1種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第1種光ネットサービスと第1種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1)第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 4 3の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の第1種光電話サービス契約者が、過去の第1種光電話サービス契約終了時点から 6ヶ月未満の期間に過去と同一場所での利用を目的に第1種光電話サービス申込を行った場合。
- 5 2021年10月1日から2022年3月31日までの間に第2種光ネットサービス契約 (STIA契約約款のお仕事ピカラ1Gタイプを利用するものに限ります。)の申込みと第2 種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第2種光ネットサービス(STIA契約 約款のお仕事ピカラ1Gタイプを利用するものに限ります。)と第2種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1)第2種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、 同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る 工事費を0円とします。
- 6 5の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の第2種光電話サービス契約者が、過去の第2種光電話サービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に過去と同一場所での利用を目的に第2種光電話サービス申込を行った場合。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2022年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(実施期日)

1 この約款は、2022年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2022年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2022年4月1日から2022年9月30日までの間に第1種光ネットサービス契約の 申込みと第1種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第1種光ネットサービス と第1種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施し ます。
 - (1)第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、 同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る 工事費を0円とします。
- 4 3の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の第1種光電話サービス契約者が、過去の第1種光電話サービス契約終了時点から 6ヶ月未満の期間に過去と同一場所での利用を目的に第1種光電話サービス申込を行った場合。
- 5 2022年4月1日から2022年9月30日までの間に第2種光ネットサービス契約(ビジネス光ネットサービス契約約款の1Gb/sを利用するものに限ります。)の申込みと第2種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第2種光ネットサービス(ビジネス光ネットサービス契約約款の1Gb/sを利用するものに限ります。)と第2種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1)第2種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 6 5の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の第2種光電話サービス契約者が、過去の第2種光電話サービス契約終了時点から 6ヶ月未満の期間に過去と同一場所での利用を目的に第2種光電話サービス申込を行った場合。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2022年8月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電 気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2022年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電 気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2022年10月1日から2023年3月31日までの間に第1種光ネットサービス契約の申込みと第1種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第1種光ネットサービスと第1種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1)第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、 同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る 工事費を0円とします。
- 4 3の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の第1種光電話サービス契約者が、過去の第1種光電話サービス契約終了時点から 6ヶ月未満の期間に過去と同一場所での利用を目的に第1種光電話サービス申込を行った場合。
- 5 2022年10月1日から2023年3月31日までの間に第2種光ネットサービス契約(ビジネス光ネットサービス契約約款の1Gb/sを利用するものに限ります。)の申込みと第2種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第2種光ネットサービス(ビジネス光ネットサービス契約約款の1Gb/sを利用するものに限ります。)と第2種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1)第2種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、 同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る 工事費を0円とします。
- 6 5の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の第2種光電話サービス契約者が、過去の第2種光電話サービス契約終了時点から 6ヶ月未満の期間に過去と同一場所での利用を目的に第2種光電話サービス申込を行った場合。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2023年1月1日から実施します。ただし、別記1の伊予市における光ネットサービスの提供開始は、2023年9月1日以降とします。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2023年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2023年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電 気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 2023年4月1日から2024年3月31日までの間に第1種光ネットサービス契約の 申込みと第1種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第1種光ネットサービス と第1種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施し ます。
 - (1)第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 4 3の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の第1種光電話サービス契約者が、過去の第1種光電話サービス契約終了時点から 6ヶ月未満の期間に過去と同一場所での利用を目的に第1種光電話サービス申込を行った場合。
- 5 2023年4月1日から2024年3月31日までの間に第2種光ネットサービス契約(ビジネス光ネットサービス契約約款の1Gb/sを利用するものに限ります。)の申込みと第2種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第2種光ネットサービス(ビジネス光ネットサービス契約約款の1Gb/sを利用するものに限ります。)と第2種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1)第2種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、 同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る 工事費を0円とします。
- 6 5の特例措置は、以下の場合は適用されません。
- (1)過去の第2種光電話サービス契約者が、過去の第2種光電話サービス契約終了時点から6

ヶ月未満の期間に過去と同一場所での利用を目的に第2種光電話サービス申込を行った場合。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2024年2月15日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2024年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電 気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 2024年4月1日から2025年3月31日までの間に第1種光ネットサービス契約(ビジネス光ネットサービス契約約款の100Mb/sを利用するものに限ります。) の申込みと第1種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第1種光ネットサービス(ビジネス光ネットサービス契約約款の100Mb/sを利用するものに限ります。) と第1種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1)第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 4 3の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の第1種光電話サービス契約者が、過去の第1種光電話サービス契約終了時点から 6ヶ月未満の期間に過去と同一場所での利用を目的に第1種光電話サービス申込を行った場合。
- 5 2024年4月1日から2025年3月31日までの間に第2種光ネットサービス契約(ビジネス光ネットサービス契約約款の1Gb/sを利用するものに限ります。)の申込みと第2種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第2種光ネットサービス(ビジネス光ネットサービス契約約款の1Gb/sを利用するものに限ります。)と第2種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1)第2種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、 同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る 工事費を0円とします。
- 6 5の特例措置は、以下の場合は適用されません。
- (1)過去の第2種光電話サービス契約者が、過去の第2種光電話サービス契約終了時点から6 ヶ月未満の期間に過去と同一場所での利用を目的に第2種光電話サービス申込を行った場合。

(実施期日)

1 この約款は、2024年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電 気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2024年4月1日から2025年3月31日までの間に第1種光ネットサービス契約(ビジネス光ネットサービス契約約款の100Mb/sを利用するものに限ります。)の申込みと第1種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第1種光ネットサービス(ビジネス光ネットサービス契約約款の100Mb/sを利用するものに限ります。)と第1種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1)第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 4 3の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の第1種光電話サービス契約者が、過去の第1種光電話サービス契約終了時点から 6ヶ月未満の期間に過去と同一場所での利用を目的に第1種光電話サービス申込を行った場合。
- 5 2024年4月1日から2025年3月31日までの間に第2種光ネットサービス契約(ビジネス光ネットサービス契約約款の1Gb/s,10Gb/sを利用するものに限ります。)の申込みと第2種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第2種光ネットサービス(ビジネス光ネットサービス契約約款の1Gb/s,10Gb/sを利用するものに限ります。)と第2種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 第2種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 6 5の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の第2種光電話サービス契約者が、過去の第2種光電話サービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に過去と同一場所での利用を目的に第2種光電話サービス申込を行った場合。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2024年10月31日から実施します。

(実施期日)

1 この約款は、2025年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電 気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2025年4月1日から2026年3月31日までの間に第1種光ネットサービス契約(ビジネス光ネットサービス契約約款の100Mb/sを利用するものに限ります。)の申込みと第1種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第1種光ネットサービス(ビジネス光ネットサービス契約約款の100Mb/sを利用するものに限ります。)と第1種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1)第1種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 4 3の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の第1種光電話サービス契約者が、過去の第1種光電話サービス契約終了時点から 6ヶ月未満の期間に過去と同一場所での利用を目的に第1種光電話サービス申込を行った場合。
- 5 2025年4月1日から2026年3月31日までの間に第2種光ネットサービス契約(ビジネス光ネットサービス契約約款の1Gb/s,10Gb/sを利用するものに限ります。)の申込みと第2種光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ第2種光ネットサービス(ビジネス光ネットサービス契約約款の1Gb/s,10Gb/sを利用するものに限ります。)と第2種光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 第2種光電話サービスに係る新規契約に伴う工事費のうち、端末設備設置に係る工事費、同時音声通信可能数設定に係る工事費、付加機能に係る工事費並びに番号移転に係る工事費を0円とします。
- 6 5の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の第2種光電話サービス契約者が、過去の第2種光電話サービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に過去と同一場所での利用を目的に第2種光電話サービス申込を行った場合。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2025年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電 気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。